

長久手（市）
第 6 次高齢者福祉計画及び
第 5 期介護保険事業計画
【計画素案】

平成 23 年 12 月

長久手（市） 福祉課

第3章 計画の方向性

基本目標1 はつらつとした暮らしの支援

(1) 地域福祉の推進

本（市）の高齢化率は、近隣市町と比較して低くなっています。しかし、今後、高齢化は着実に進行することが予想されており、地域で自立した生活を送るためには、各サービスの充実のほか、身近な地域での支え合い・助け合いの関係づくりが重要です。

そのため、常日頃から高齢者に対する“思いやり”や“敬老精神”など、（市）民の福祉意識の醸成を図り、地域で支え合い、助け合いができる“ひと・こころ”づくりに努め、地域福祉を推進します。

① 福祉意識の醸成

まちの取組み

- ◆子どもたちが日常生活の中で世代間交流の機会を持ち、主体的な考え方や行動力を養う環境を整えて、高齢者を講師にした遊びや学習、ボランティア体験学習など、高齢者との交流体験を年間計5回各児童館で実施します。
- ◆（市）内にある全ての小・中・高校を社会福祉協力校として委嘱し、各学校において福祉実践教室の開催を行い、福祉教育の推進を行います。
- ◆「福祉まつり」開催により、ボランティア活動の啓発に取り組めます。また、社協だよりの「福祉のまち長久手」を発行し、活動を広く周知させ、幅広い世代に情報の発信や啓発を行っていきます。
- ◆（市）や社会福祉協議会のホームページに情報の掲載を行います。

② 地域福祉活動の活性化

まちの取組み

- ◆長久手（市）における協働のまちづくりを支えるため、活動主体の一つでもある自治会活動の地域コミュニティ活動を促進します。また、既存自治会に対する情報提供や新たな自治会の立ち上げ等による関係部署との連絡調整を行い、運営に関する相談機能と自治会活動の充実を図ります。
- ◆ボランティアプラザを拠点として、ボランティアの登録、情報提供等を行うとともに、ボランティアコーディネーターによるボランティア団体への相談、企画、研修事業を行います。
- ◆ボランティアへの活動支援として、活動助成金支給やボランティアプラザ内の印刷機やビデオなどの無料貸出を行います。
- ◆地域協働計画を推進することにより、まちづくりセンターを拠点とした、高齢者、若者、NPOとの協働の促進や、ボランティア活動を含めた住民活動の活性化を図るため、「まちセンカフェ」^{注1}を開催します。
- ◆地域で高齢者が安心して暮らすためには、地域で支え合うまちづくりが重要となります。そのため、住民やボランティア団体、NPOや民間事業者など、地域での役割を考えながら、地域活動の指針となる「（仮称）長久手市地域福祉計画」を策定します。
- ◆（市）の地域福祉計画の方向性を踏まえ、多様化する福祉ニーズに対応するため、地域の状況に合わせた活動計画について、長期的な「福祉のまちづくり」を視点とし、「長久手市地域福祉活動計画」を策定します。
- ◆「ボランティア基礎講座」開催から、広くボランティアの交流を図るため、「ボランティア交流会」を開催し、合わせてボランティアセンターの出前講座等を通じて、地域への情報発信を行い、地域福祉の活動力の確保に取り組みます。
- ◆ボランティアの人材の確保を目的に、ボランティアについての興味・関心を高めるため、ボランティア団体の活動紹介や活動への参加を促進します。また、新たな技術ボランティア講座の創設や既存の講座の充実を図り、人材の発掘と育成を目指します。
- ◆老人憩の家や集会所の既存施設を地域のふれあいの場として活用し、身近な地域での自主的な活動や交流を促進します。

^{注1} 長久手市まちづくりセンターにおいて、さまざまなまちづくり団体・個人が集まって話し合う出会いと交流の場として、年に3～5回実施予定。

(2) 生涯を通じた健康づくり

高齢者がいつまでも元気で住み慣れた地域で暮らしていくうえで、健康管理や普段からの健康づくりが大切です。疾病の早期発見・早期治療をはじめ、健康づくりに関する正しい知識の普及啓発に向けた、健康相談の実施や指導などが重要となります。

また、高齢者においても加齢による疾病だけでなく、不規則な食生活・運動不足による生活習慣病等の発症もあり、自らの健康状態を正しく理解し、改善につなげることが大切です。そのため、健康相談や訪問指導等の事業を通じて、健康づくりを紹介するとともに、高齢者の健康づくりを推進します。

そのほか、要介護認定者の増加の抑制を目的に、介護を必要としない体をつくるための介護予防を推進し、健康状態の維持や改善に取り組めます。

① 健康管理と健康づくり活動の推進

福祉のまち推進事業

◆高齢者の健康増進を図り、心と体が健康な元気高齢者の増加を目指します。

■高齢者福祉浴優待事業

高齢者の健康の増進を目的に、福祉の家福祉エリア 2 階にある温泉施設（福祉浴室）の年間 10 回無料利用を実施します。（平成 21 年度までは年間 5 回利用）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度(見込み)
利用者数	1,812 人	3,743 人	3,818 人
目標値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数	4,400 人	4,600 人	4,800 人

今後の対応

利用対象施設として福祉浴室に、さらに歩行浴室を追加し、優待の利用促進を図ります。

■福祉向けあったかあど(赤色)

交通弱者である高齢者等の社会参加を促進し、健康増進を図ること目的に、長久手温泉ござらっせ優待(100円分助成)、歩行浴室・福祉浴室利用(1回200円)、Nーバス利用(無料)できるカードを発行します。(平成22年6月からカードを変更しました。)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込み)
交付枚数	—	3,736枚	1,100枚
目標値	平成24年度	平成25年度	平成26年度
交付枚数	1,000枚	360枚	350枚

今後の対応

平成22、23年度において、対象者の7割の変更が完了したため、平成24年度からは残りの対象者へのカード変更推進と65歳到達者への積極的な周知に努め、優待の利用促進を図ります。

◆高齢者の保健衛生の向上を目的に、健康かつ快適な生活の推進を図ります。

■寝具・洗濯乾燥サービス事業

要介護3以上の寝たきり高齢者やひとり暮らし高齢者の方等が、快適な生活を送れるよう、布団や毛布を自宅まで回収に行き、洗濯と乾燥を行い、返却します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込み)
利用者数	25人	37人	40人
目標値	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	42人	45人	48人

今後の対応

広報掲載など、要介護認定者やひとり暮らし高齢者、居宅介護支援事業所等への積極的な周知に努め、利用促進を図ります。

■温泉宅配事業

長久手(市)温泉スタンドのお湯を宅配することにより、高齢者の健康かつ衛生的な生活を支援するため、温泉を自宅の浴室まで届けます。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込み)
利用者数	5人	4人	3人
目標値	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	10人	13人	16人

今後の対応

近隣市町にはない温泉を楽しんでいただくため、平成24年10月から自家用車の所有にかかわらず、自力で温泉施設に行くことができない高齢者等や要介護者宅への宅配を追加し、利用の促進に努めます。

■高齢者等訪問理美容サービス事業

要介護3以上の寝たきりの高齢者や重度の身体障害者など、理美容店に行くことが困難な高齢者等に対し、自宅訪問による理美容サービスを受けた場合のサービス費用を助成します。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度(見込み)
利用者数	16 人	13 人	19 人
目標値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数	22 人	23 人	24 人

今後の対応

要介護3以上の認知症高齢者を対象者に追加し、広報掲載など、介護している家族や居宅介護支援事業所等への積極的な周知に努め、利用促進を図ります。

まちの取組み

- ◆国保特定健康診査や後期高齢者医療健康診査、がん検診の受診率向上を図りつつ、高齢者の疾病の早期発見を図ります。
- ◆健康診査の結果等をもとに家庭へ保健師等が訪問し、個人にあった保健指導を行い、高齢者の健康管理や健康づくりのための情報提供に努めます。
- ◆健康的な生活習慣への改善を目的に、健康づくりの実践の必要性や介護予防の重要性を周知します。
- ◆健康推進のため、健康づくりボランティア「ながくてすこやかメイト」^{注2}への活動参加を促し、高齢者のいきがいくつりとともに、健康づくりに取組みます。
- ◆身体的な健康のみならずこころの健康について、うつ病などの精神疾患の予防に取り組めます。また、早期発見・早期対応を目的に、広報等を通じた自殺防止や精神疾患の予防を図り、地域での生活が行いやすいよう「こころの相談室」を継続して年間24回開催していきます。

^{注2} ウォーキング大会・料理教室・元気マン体操の普及など、さまざまな健康に関するイベントの企画運営や、月1回の住民部会を行う健康づくりボランティア。

② 介護予防事業の推進

福祉のまち推進事業

- ◆シニアクラブなどの高齢者に関連する団体や健診受診者に対し、介護予防や健康づくりに関するパンフレットを配布し、普及啓発活動に努めます。（介護予防普及啓発事業）
- ◆二次予防事業対象者となる高齢者を把握するため、要介護認定者を除く第1号被保険者を対象に基本チェックリストと生活機能検査（生活機能の低下が疑われる高齢者を、健康診査や民生委員等から把握）を実施し、介護予防事業を優先すべき高齢者への活動参加を促進します。

※厚生労働省により、平成23年度から二次予防事業の対象者の選定が基本チェックリスト配布・回収し確認する方法に変更となりました。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
二次予防事業対象者の把握状況（率）	45.2%	51.3%	75.9%
目標値	平成24年度	平成25年度	平成26年度
二次予防事業対象者の把握状況（率）	78.0%	80.0%	82.0%

- ◆要介護認定者を除く一般高齢者ならびに二次予防事業対象者に対し、以下の事業を推進します。（地域介護予防活動支援事業・通所型介護予防事業）

【運動器の機能向上（健康チェック、運動指導、レクリエーション等）】

・いきいき倶楽部

町内の各地域にある老人憩の家、集会所で身体を動かすことが少ない人や外出が少なく閉じこもり気味の人向けに、身体を体操や創作活動を行います。なお、平成23年度は75回実施し、平成24年度以降は実施回数を増やしていきたいと考えています。

・転倒予防教室

転倒の不安があり、効果的に筋力アップを希望している人向けに、福祉の家でマシンなどによる筋力トレーニングを実施します。

・アクア教室

腰や膝に痛みがある、体重が多いなど、陸上での運動の負担が大きい人向けに、福祉の家で温泉水の効用や水による浮力等を利用して水中歩行、水中運動等を行います。

・歩行浴インストラクター指導

福祉の家で、水中歩行のワンポイントアドバイスを行います。

【栄養改善（栄養相談、栄養教育）】

・ **栄養改善教室**

体重が減ってしまった人、食事がおいしく摂れなくなってしまった人向けに、福祉の家で低栄養予防を中心とした食生活全般の講話相談などを実施します。

【口腔機能の向上（口腔ケア指導、摂食や嚥下機能訓練）】

・ **口腔ケア教室**

口がよく渴く人、むせることが多い人、固い物がかめなくなった人向けに、福祉の家で、口腔機能向上の講話、実技などを行っています。

【閉じこもり予防・支援（楽しい昼食、講話等）】

・ **あったか昼食会**

身体を動かすことが少ない人や外出が少なく閉じこもり気味の人向けに、福祉の家で体操や運動、創作、昼食会などを行います。

【認知症予防（脳の活性化教室）】

・ **回想法教室**

物忘れが気になる人向けに、福祉の家で、幼少や若かった頃のできごとを回想しながら語り合うおはなし会を実施します。

- ◆二次予防事業対象者において、閉じこもり、認知症、うつ等の状態と思われる高齢者に対し、通所が困難な方へ保健師等が居宅を訪問し、相談・指導を行います。（訪問型介護予防事業）
- ◆第1号被保険者を対象に転倒防止や骨折の予防を目的に、老人憩の家や集会所において、血圧チェック、ストレッチ、健康体操、クラフト及びレクリエーション等を実施します。（地域介護予防活動支援事業）
- ◆介護予防事業の事業評価に基づき、各事業について1クール終了ごとに事業過程等も踏まえたプロセス評価等を中心に行い、評価結果による事業の実施方法等の改善を図ります。（一次予防・二次予防事業対象者施策評価事業）

(3) いきがいくりの推進

高齢期を充実したものにするため、健康づくりのほか趣味活動などのいきがいを持つことは大切です。定年退職後など、自由時間の増大にともない、(市)民活動への関心は高まっており、日常生活を充実したものにするため、生涯学習や文化活動、スポーツやレクリエーションといった活動の推進が求められます。

また、高齢者のいきがいくりの一つとして、福祉に関わるボランティア活動の展開や地域の社会奉仕活動への参加があり、高齢者の豊富な経験や知識、技術を生かしたいいきがいくりの推進を図ります。

① 生涯学習・交流の促進

福祉のまち推進事業

◆高齢者の外出する機会やその支援を行うことで、社会的視野の拡大や生涯学習活動を通じた交流の促進を図り、人と人とのつながりの強化を目指します。

■高齢者文化施設優待事業

高齢者が美術、芸術品に親しむことで社会的視野を広め、生涯学習活動を促進し、いきがいが得られるよう、(市)内の芸術文化施設を気軽に利用できるよう、名都美術館、トヨタ博物館における入館料を助成します。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度(見込み)
名都美術館利用者数	485 人	494 人	456 人
トヨタ博物館利用者数	182 人	155 人	166 人
目標値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
名都美術館利用者数	480 人	500 人	520 人
トヨタ博物館利用者数	180 人	180 人	180 人

今後の対応

利用回数の制限やあったかあどの提示による施設利用等、運用方法の見直しを行います。

■高齢者生涯学習講座の開催

運動や教養、創作活動といった高齢者生涯学習講座を実施します。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
高齢者生涯学習講座 の開講講座数	24 回	26 回	28 回

■高齢者外出促進事業

高齢者の外出や移動を支援し外出機会を増やすことで、閉じこもりを防止し、いきがいを得られるようにするためリニモカードの交付を行います。（平成 21 年度まではリニモカード 1,000 円分を交付し、平成 22 年度からリニモカード 2,000 円分を交付）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度(見込み)
交付者数	2,639 人	3,520 人	3,200 人
目標値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
交付者数	3,600 人	3,900 人	4,100 人
今後の対応 広報掲載、高齢者が集まる行事への積極的な周知に努め、利用促進を図ります。			

■生きがい活動型デイサービス

高齢者の閉じこもりを予防し、いきがいのある生活や社会参加を目的に、デイサービスセンターに送迎し、日常動作訓練や趣味活動、食事等を行います。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度(見込み)
利用者数	0 人	1 人	1 人
目標値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数	10 人	15 人	20 人
今後の対応 ひとり暮らし高齢者、後期高齢者世帯等の対象者の中に、日中独居状態にある高齢者に加え、利用者の拡充を図ります。地域包括支援センターとの連携を強化し、閉じこもり予防といきがいづくりや社会参加を促進します。			

■長生学園

高齢者の外出促進といきがいづくりを目的に行っています。中では、県外への日帰り親睦旅行を開催しており、毎年 400 人弱の参加があります。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度(見込み)
長生学園開催回数	3 回	3 回	3 回
目標値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
長生学園開催回数	4 回	5 回	5 回
今後の対応 住民からのボランティアを募り、一緒に参加していただくことで高齢者への対応をきめ細かに行い、また世代間交流を通して、絆も深められるような行事にしていけます。 介護予防体操など介護予防を中心とした内容を充実させ、町内の各地域で開催することで地域コミュニティ活動の強化を図り、(市)民にも身近なイベントとなるように開催内容を見直します。			

まちの取組み

- ◆運動や教養、創作といった高齢者生涯学習講座を実施するとともに、「長久手（市）生涯学習講座ガイド」^{注3}発行やホームページでの講座情報の提供など、学習機会の情報提供を行います。
- ◆生涯学習活動を促進するため、活動場所の提供や学習環境の整備及び充実を図ります。
- ◆自らがもつ経験や知識、技術を生涯学習に生かすため「生涯学習講師人材バンクリスト」の登録を促進し、講師としての生涯学習活動への参加促進を図ります。また、登録情報をホームページで公開し、サークル活動や講演会等の講師の確保に役立てるなど、学習を支援します。
- ◆高齢者にも読みやすい資料（大型活字本等）の拡充、本の検索システム機器のサービス充実を図り、中央図書館の利便性を向上させ、学習しやすい環境を整備と充実を図ります。
- ◆文化の家北ガレリア・アトリウム等での無料のミニコンサートの実施や落語や演歌公演等、高齢者が芸術・文化への触れる機会を提供します。また、定期的自主事業講演を毎月1回開催します。

② レクリエーション・スポーツ活動の促進

まちの取組み

- ◆長久手ふれあい農園（市民農園）において、日々の畑の管理や栽培講習会を通して利用者同士の交流を促進するとともに、土とふれあうレクリエーション機会を提供します。
- ◆幅広い年齢層を対象としたスポーツ教室（健康体操教室、中国気功教室等）や運動経験に関係なく楽しむことができるニュースポーツ体験（カローリング等）を実施します。
- ◆幅広い年齢層の人が、気軽にスポーツ（ニュースポーツ、チャンピオンスポーツ双方）種目を選択して楽しむことができる場として、平成24年度に総合型地域スポーツクラブを設立します。
- ◆高齢者の健康増進にスポーツ活動を活用するとともに、「元気になりゃあせ広場」^{注4}のウォーキングコースの利用や元気マン体操などの活動の促進を図り、外出を楽しむことで閉じこもりを予防し、健康と日常生活の充実に役立てます。

^{注3} 本市が実施している生涯学習に関する事業において、各教室・講座内容についてまとめた広報であり、年2回発行しています。

^{注4} 市民の健康づくりに向けて、（市）HP等を通じ、食事アカデミー、運動アカデミー、まちの保健室など、身近な健康関連情報の発信を行っています。

③ 社会奉仕活動の推進

まちの取り組み

- ◆シニアクラブ活動の会員確保に向けた支援を行い、活動の維持を図るとともに、子どもの登下校時の見守りや清掃活動、交通安全活動等への協力等、地域におけるボランティア活動を実施します。
- ◆地域づくりへの参画を目的に、高齢者同士の交流、スポーツ、児童館や福祉施設での交流、農作物づくりの指導など、地域特性に応じたシニアクラブの取り組みを支援します
- ◆中央図書館で紙芝居や絵本の読み聞かせなどの「おはなし会」を毎月3回開催し、高齢者のボランティア活動の場として役立てます。

（４）高齢者の社会参加

高齢者の社会参加には生活の維持という経済的な面とともに、いきがいや健康増進にもつながります。また、できるだけ多くの高齢者が働くことができる社会づくりは、医療費や介護保険の給付費抑制にもつながります。いままで培ってきた知識、技能、経験を社会に還元し、活かすことができるよう、就労の場の確保や支援を行います。

① 就労機会の拡大

まちの取組み

- ◆就労に関する相談対応として、シルバー人材センター等の紹介を行い、シルバー人材センターの会員の確保に努め、説明会を毎月１回開催します。また、シルバー人材センターの機能の強化と、多様化する就労ニーズに応えるため、新しい職種を開拓し、活動の充実を図っていきます。
- ◆農産物直売所を中心とした「田園バレー交流施設（あぐりん村）」において、多くの高齢者が出荷者組合に登録し、出荷できるよう引き続き事業の推進を図ります。

基本目標2 総合的な支援体制の強化

(1) 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、地域における総合的なマネジメントを担う中核機関として平成18年に法改正により設置され、現在6年が経過しています。

地域包括支援センターは、高齢者に必要な支援を包括的に提供し推進するため、保健師等・社会福祉士・主任ケアマネジャーの3職種の間で連携しながら、地域の高齢者の実態把握と介護予防ケアマネジメントの実施、総合的な相談体制づくり、高齢者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業、その他の高齢者の権利擁護のために必要な援助、介護以外の生活支援サービスとの調整、ケアプランのチェックなどによるケアマネジャーの育成、支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言等、包括的福祉ネットワークによる地域ケアの充実を図り、今後も地域の拠点として重要な役割を担っています。

本（市）においても介護予防への取組みが重要視されるなか、地域包括支援センターが担う役割は一層増加することが予想されます。高齢者のニーズの多様化に合わせた、専門性の高い人材の確保や保健・福祉・医療の関係機関との連携のさらなる強化を図ります。

① 地域包括支援センターの活動推進

◆要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から市町村が実施する事業として、地域支援事業の推進を行います。地域支援事業は主に、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業という3事業から構成されており、うち介護予防事業や任意事業については、（市）や他の事業所等に委託し実施しており、地域包括支援センターとの連携を図りながら推進します。

◆包括的支援事業は、高齢者の心身の健康の保持と生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援することを目的として、以下の事業を推進します。

【介護予防ケアマネジメント】

二次予防事業対象者が要支援・要介護状態になることを予防するため、身体状況や環境を考慮し、日常生活上の具体的な目標を明確にすることで、高齢者の主体的な取組みが行えるよう支援します。

また、実施にあたっては「課題分析（アセスメント）」「目標の設定」「介護予防ケアプランの作成」「モニタリングの実施」「評価の実施」の手順に沿って行います。

【総合相談支援事業】

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活の継続に向けて、地域の高齢者に対し、介護保険サービスにとどまらない様々な形での支援を可能とするため、地域における様々な関係者とのネットワークの構築をはじめ、高齢者の心身の状況や家庭環境などについての実態把握、サービスに関する情報提供などの初期相談対応など、総合的に高齢者やその家族への相談支援を行います。

【権利擁護事業】

福祉サービス利用援助事業や成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービスや制度を活用するなど、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、支援を提供することで、本人の生活の維持を図ります。

【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医、ケアマネジャーなどの地域の関係機関との連携により、包括的・継続的なケア体制の構築や地域におけるケアマネジャーのネットワーク体制の構築等を進めます。

また、ケアマネジャーへの個別支援やケアマネジャースキルアップのための研修会を実施し、地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例への指導・助言業務も実施します。

そのほか、ボランティアなど様々な地域における社会資源との連携や協力により、地域間のつながりの強化を図ります。

- ◆長久手（市）の広報紙やホームページ、「福祉のしおり」等を効果的に活用し、地域包括支援センターの機能を効果的に発揮し、センターの存在や役割を広く周知します。

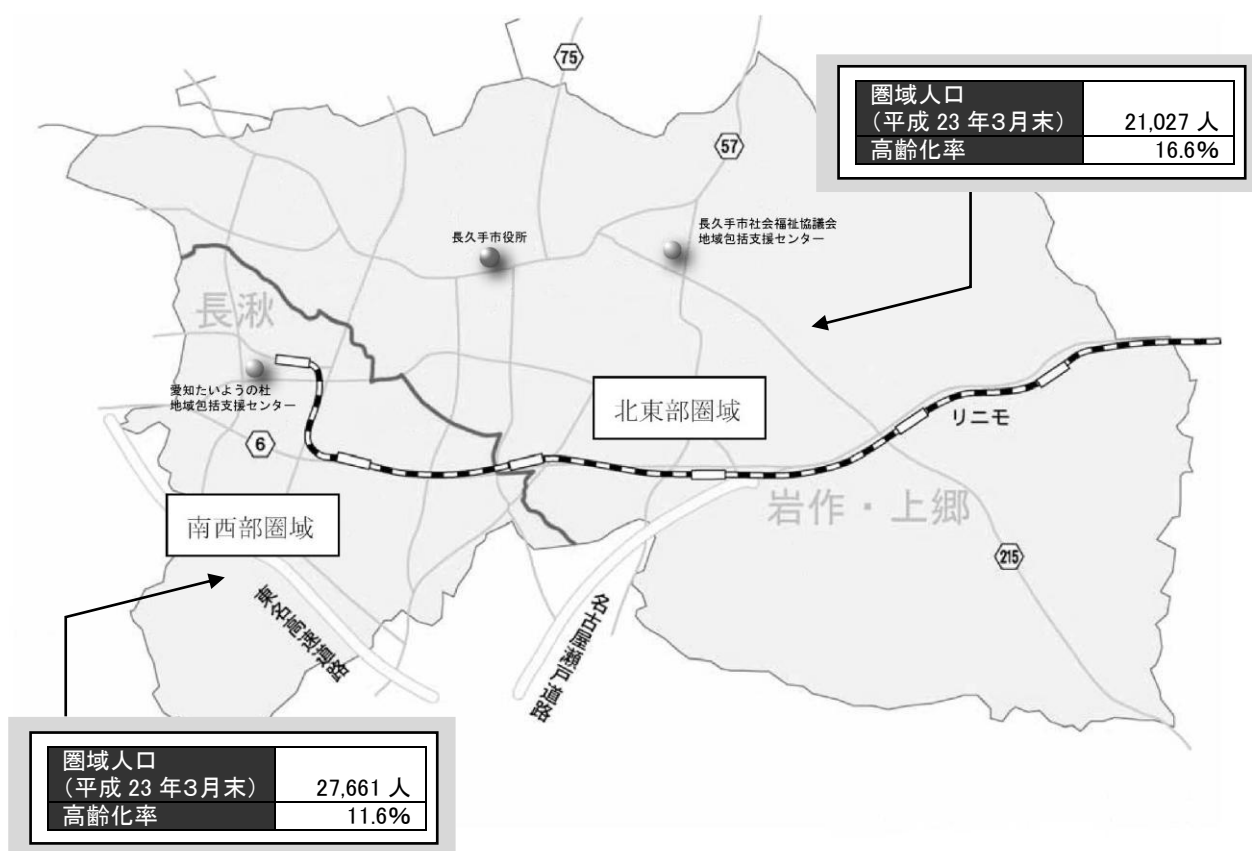
② 地域包括支援センター運営協議会

- ◆地域包括支援センター運営協議会を開催し、地域包括支援センターの運営及び評価を行い、介護保険以外のサービス、民生委員・児童委員など様々な関係機関と連携し、ネットワークが効果的に機能するよう総合調整を行います。

③ 日常生活圏域の設定

高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域での暮らしが継続できるよう、地理的条件、人口、交通事情、その他社会的条件、介護給付サービス等を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、市町村ごとに定めることとなっており、日常生活圏域内のサービス提供体制づくりを図ります。

本（市）では、日常生活圏域を前回計画と同様に2圏域と設定します。



本（市）の日常生活圏域は、国が示す生活圏域規模である2～3万人を1つの目安として設定しています。ただし、人口増加傾向にある本（市）の状況ならびに、高齢者数、高齢化率などの要素を十分に勘案しながら、実情に合った日常生活圏域を設定することとし、必要に応じた見直しを図ります。

〔圏域別の傾向〕

○南西部圏域（南中学校圏域）

南西部圏域は、名古屋市と近く都市型の地域であり、年少人口、生産年齢人口が多く、高齢化率が低くなっています。この圏域には、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、軽費老人ホーム（ケアハウス）等があります。

○北東部圏域（長久手中学校圏域）

北東部圏域は、都市型とは異なる田園等の広がる地域であり、以前から生活している人も多く、高齢者が多くなっています。この圏域には、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）、小規模多機能型居宅介護等があります。

アンケート結果においては、あまり違いがみられないものの、住宅環境の違いによる外出方法の違いがあり、公共交通機関等の利便性の差の是正や、実状に沿った外出支援等の実施など、状況に応じたサービス提供体制の確保が大切です。

(2) 日常生活への支援

高齢者が住み慣れた自宅で安心して暮らし続けるためには、身近な地域に相談支援体制及び権利擁護体制が整備されていることが重要となります。在宅介護生活の継続という視点から、介護が必要な高齢者とともに、介護している家族についてもその心身の負担軽減を図る支援を充実します。

また、第5期計画においては、重点的な取り組みとして、医療と介護の連携の強化が求められています。高齢者の増加にともない、医療的な支援への要望は今後高まることが予想されるため、連携体制の構築等により、適切な医療の提供を推進します。

① 相談体制の強化

まちの取組み

- ◆苦情相談窓口の機能を強化し、関係機関と連携をとりながらサービス事業者に対して改善指導を行い、迅速な解決を図ります。また、要介護認定への不服申し立ての最初の受付窓口としての機能充実を図ります。
- ◆地域包括支援センターにおいて、本人、家族、地域のネットワーク等を通じた相談を受け、家庭訪問による実態把握や関係機関を紹介するとともに、必要に応じて関係機関等でのケア会議の開催により情報共有し、継続的な支援を行う総合相談支援を推進します。

〔取組関連事項：PXX 総合相談支援事業〕

② 家族介護者への支援

福祉のまち推進事業

◆要介護認定者を介護する家族への経済的助成や精神的負担の軽減を目的とした支援を実施します。

■紙おむつ助成金の支給事業

認知症や寝たきり状態の要介護2以上で、常時紙おむつが必要な人で介護保険施設に入所していない高齢者（本人所得200万円未満）に対し、紙おむつ助成金（1年間で5万円を限度に購入金額の9割）を支給し、家族介護者の経済的な負担の軽減を図ります。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込み)
紙おむつ助成金 支給者数	127人	119人	136人
目標値	平成24年度	平成25年度	平成26年度
紙おむつ助成金 支給者数	146人	153人	160人
今後の対応 所得制限を見直し、家族の経済的な支援を推進します。			

■家族介護慰労金支給事業

在宅要介護認定者のうち、要介護4または要介護5で、介護保険サービスを利用せず1年以上自宅で介護している同居家族に対し、10万円の家族介護慰労支給金を支給します。

まちの取組み

◆地域包括支援センターやその他関係機関等との連携体制を整備し、介護者に対する相談等が円滑に実施されるよう、相談業務等に従事する職員の確保や資質の向上を図り、高齢者を介護する負担を軽減する介護者への支援を充実します。

③ 権利擁護施策の推進

まちの取組み

- ◆地域住民への制度の理解を深めることをはじめ、相談窓口である民生委員や介護保険事業所の職員等を対象にその重要性等を理解し、速やかに住民等への相談に応じる環境を整備することを目的として、尾張東部成年後見センターと連携し、研修会や学習会を開催します。
- ◆ひとり暮らしの認知症高齢者等が年々増加するなか、成年後見制度の申し立て（申請）が必要で、本人の理解力低下や親族がいないことなどにより申し立てが困難な方に対し、尾張東部成年後見センターと連携し、利用促進を図ります。
- ◆認知症高齢者など判断能力が不十分な人が地域で自立した生活を送れるよう、日常的な金銭管理や各種サービスの利用の支援を行う「日常生活自立支援事業」を促進します。また、実施主体である基幹的社会福祉協議会と連携を密にし、制度の普及と利用促進を図ります。
- ◆平成 18 年に整備した高齢者虐待対応マニュアルを行政と地域包括支援センターと共同で行い、虐待を受けた高齢者への迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援を一層推進します。

④ 医療との連携

まちの取組み

- ◆高齢者等の緊急通報システムネットワーク及びホームヘルパー、民生委員・児童委員等の巡回を活用し、関係部署間で連絡調整を行い、通報体制の充実を図ります。
- ◆福祉部局、高齢者入所施設管理者、介護者を対象とし、救命講習や、医学的知識の向上、AED の設置の啓発を行うとともに、高齢者への予防救急についての理解を深めます。
- ◆ひとり暮らし高齢者等の住所を 119 番通報時に確認できるよう指令台のデータに入力し、更新を実施することで、通報時の迅速な対応を図ります。
- ◆救急講習を通じて、高齢者への適切な 119 番通報要領や救急車の適正利用についての説明を実施し、高齢者の救急・救命に対する意識を高めるとともに理解浸透を促進します。
- ◆高齢者の在宅生活を支えるため、地域包括支援センターを中心とし、医療機関をはじめ保健、福祉の各機関との連携を図り、ネットワークの構築を目指します。

⑤ 自立した生活への支援

福祉のまち推進事業

◆日常生活を営むうえで支援が必要とする高齢者について、住み慣れた地域で自立した生活できるように支援し、日常生活の充実を目指します。

■家事援助型ホームヘルパー派遣事業

家事等が困難で、日常生活を営むのに支障があるひとり暮らし高齢者や高齢者世帯に対し、家事援助を行うホームヘルパーを派遣します。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度(見込み)
利用者数	7 人	6 人	8 人
目標値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数	9 人	10 人	11 人

今後の対応

地域包括支援センターとの連携を強化し、対象者に関する情報共有を行い、介護予防事業とともに、自立した生活への支援につながる利用となっていない状況の改善を図ります。また、自立した生活への支援という目的意識の醸成に取り組めます。

(3) 高齢者の暮らしを守る地域の活動

本（市）でもひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯、認知症高齢者など、支援や見守りが必要な高齢者の増加が予想されます。高齢者の自立した生活のため、日頃から地域における見守り体制、緊急時の支援体制の確立を図ります。また、認知症高齢者の増加にともない、介護する家族を含めた認知症高齢者支援策を充実します。

また、高齢者の利用促進を図るため、各サービスを積極的に周知します。

① 見守り体制の充実

福祉のまち推進事業

◆日常生活に支障のあるひとり暮らし高齢者等の健康保持に合わせた安否確認や、急病や事故等の緊急事態への対応を図り、安心して暮らせるまちを目指します。

■食の自立支援事業

買物や調理が困難で、日常生活に支障があるひとり暮らし高齢者等の健康保持や食生活の改善、安否確認を図るため、昼の弁当宅配を行い、栄養管理と配達員の手渡しによる安否確認を行います。また、利用者に対して年2回のアセスメントを行い、サービス利用の適正化を図ります。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度(見込み)
利用者数	79 人	81 人	90 人
延べ配食数	10,790 食	11,979 食	13,438 食
目標値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数	100 人	121 人	133 人
延べ配食数	15,600 食	24,684 食	28,728 食

今後の対応

宅配日を平日のみから土・日・祝日まで順次拡充し、栄養管理及び安否確認体制の強化を図ります。

■緊急通報システム事業

緊急通報システムを設置し、高齢者からの通報、相談を随時受け付けられる体制を整備します。また、月1回通報センターから利用者にお伺い電話をかけることで、安否確認を行います。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度(見込み)
利用者数	109 人	102 人	104 人
目標値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数	120 人	125 人	130 人

今後の対応

対象者をひとり暮らし高齢者、重度身体障害者に後期高齢者世帯を加え、利用の推進を図り、高齢者の日常生活における不安の軽減に取り組めます。

■シルバーハウジングプロジェクト

「県営山野田住宅シルバーハウジング」へ生活援助員（LSA）を平日に派遣し、入居者（24 戸）への安否確認、生活指導・相談、緊急時の対応を行います。また、緊急通報システム設置による救急車等の要請、水を一定時間使用しなかったときに室外へ警報するためのセンサーの設置、火災センサーによる火災時等の消防署への通報など、安心して暮らせる施設の整備を継続します。

今後の対応

今後も 24 戸満室を維持し、引き続き事業の推進を図り、入居者が安心して暮らせる施設の維持に努めます。

■高齢者実態把握調査

民生委員・児童委員による実態把握訪問調査の実施により、65 歳以上のひとり暮らし高齢者及び後期高齢者世帯等、見守りが必要な高齢者世帯を把握するとともに、関係各課、地域包括支援センターと情報共有を図り、支援を実施します。また、必要に応じて民生委員・児童委員等が定期的に訪問するなど、見守りを行います。

② 認知症対策の推進

福祉のまち推進事業

◆認知症高齢者やその家族が安心して、地域で生活できるよう施策の充実を図ります。

■徘徊高齢者等家族支援事業

徘徊癖のみられる認知症の高齢者等を介護する家族が安心して介護できる環境づくりを目的に、ペンダント型の無線発信機を貸し出し、徘徊時の迅速な位置探索、保護を行います。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度(見込み)
利用者数	4 人	3 人	3 人
目標値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数	5 人	6 人	7 人
今後の対応 認知症の人を介護している家族や居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターへの周知に努め、利用促進を図ります。			

■認知症家族支援プログラム

「認知症家族支援プログラム」の開催により、認知症高齢者を介護する家族等の、介護知識及び技術の習得を促進するとともに、介護者間の交流により精神的な負担軽減を図ります。

まちの取組み

- ◆地域において認知症についての正しい理解を深め、支援を充実できるよう、県の実施する「キャラバン・メイト養成研修」の活用を促進し、キャラバン・メイトの確保を図ります。また、キャラバン・メイトの方に、認知症サポーター養成講座の講師役として、地域での講座の開催に向けた支援をすることにより、認知症サポーターの確保も図ります。平成 23 年 11 月現在で、1,043 人を養成しています。
- ◆地域包括支援センターにおける、認知症高齢者及びその家族への相談支援を推進し、精神的負担の軽減を図ります。また、経験者からのアドバイスが受けられるよう、「社団法人認知症の人と家族の会」が実施する認知症電話相談などの紹介を行います。
- ◆「長久手（市）地域包括支援センター行方不明高齢者保護ネットワーク」による協力機関との連携により、徘徊高齢者を迅速かつ安全に保護します。また、愛知警察署による検索ネットワーク「徘徊老人 SOS ネットワーク」や「長久手（市）安心メール」との連携や情報共有により、速やかな搜索と早期発見を図ります。

③ 防災対策の推進

福祉のまち推進事業

◆地震時等の災害時において、安心した生活が送れるよう、環境整備を図ります。

■高齢者等家具転倒防止事業

地震時のタンスや書棚等の転倒等による人的被害の発生を防止するため、家具転倒防止器具を設置します。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度(見込み)
利用者数	10 人	8 人	20 人
目標値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数	30 人	45 人	45 人

今後の対応

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を機に、地震への危機意識が高まっている現状も踏まえて、対象者に在宅の要介護 3 以上の要介護者を加えます。また、家具転倒防止器具の種類や設置個数の拡大を検討し、事業の推進を図ることで、災害における人的被害の発生防止を推進します。

◆地域防災計画に基づく高齢者の要援護支援策を実行できるよう、関係機関と調整を図ります。また、災害時要援護者台帳の更新を行い、災害時の対応に備えます。

まちの取組み

◆広報紙への防災・防火に関わる記事の掲載及び防災講演会等の広報活動を通して、住宅用火災警報器の設置促進及び住宅防火の普及啓発を推進します。また、ひとり暮らし高齢者宅への訪問による防火点検の定期的な実施により、高齢者の安全な生活環境を整備します。

④ 交通安全と防犯対策の推進

福祉のまち推進事業

- ◆被害に遭いやすい高齢者を守るため、防犯対策事業の推進を図り、地域で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

■高齢者防犯対策事業

高齢者世帯への侵入盗等による犯罪被害を防止するため、自宅の玄関、勝手口、裏庭等にセンサーライトを設置することにより、空き巣被害を防止します。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度(見込み)
利用者数	17 人	8 人	20 人
目標値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数	40 人	45 人	45 人

今後の対応

人口の増加による犯罪の増加がみられるため、後期高齢者世帯を対象に加え、高齢者宅の犯罪被害の抑制を図ります。

まちの取組み

- ◆警察等と連携し、高齢者等を対象とした防犯講習会の開催や（市）行事での防犯啓発活動を推進することにより、高齢者の防犯意識を高め、高齢者への振り込め詐欺やひったくりなどの犯罪被害防止を図ります。
- ◆消費生活の窓口で住民からの相談に対応します。また、高齢者を狙う悪質な商法においては、消費者庁、国の動向を見極めながら消費生活相談員と連携を密にし、相談体制の強化を検討します。
- ◆危険個所における路面カラー舗装、防護柵設置やカーブミラー設置等交通環境を整備することにより、高齢者をはじめとする全ての人の交通安全対策を推進します。
- ◆高齢者を対象とした交通安全講習会の開催に加え、（市）行事では交通安全の啓發文書の配布や夜間に光を反射して周りに居場所を知らせる蛍光バンドや蛍光ステッキなどを配布することにより、交通事故防止、減少を図ります。また、高齢運転者標識（高齢者マーク）の普及、高齢運転者講習の周知や参加の促進などを図ります。

（４）高齢者を取り巻く環境の整備

公共施設や店舗等のバリアフリー化や、公共交通機関の利便性や道路のバリアフリー化が図られていることは、高齢者の外出促進、閉じこもり防止につながります。

近年新設された本（市）内の施設においては、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例（愛知県）」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき高齢者を始めとする全ての人が利用しやすい施設整備がなされています。法適用以前のものについては整備不十分なものもあるため、今後の施設整備にあたり、整備・改善を推進します。

また、要介護度の重度化や経済的な理由等により在宅生活が困難となった高齢者が、自らの状況にあった住まいを選択できることが重要です。高齢者の居住の安定確保に関する法律（通称「高齢者住まい法」）の改正など、国の動向を踏まえ、高齢者の住まいの整備を推進します。

① 高齢者の住まいと環境整備

福祉のまち推進事業

◆経済的負担となる住宅環境の改善に要する費用を助成し、在宅生活の充実を図り、暮らしやすい住まいづくりを推進します。

■高齢者住宅改修事業補助金

高齢者が安心して在宅で生活できるよう、住宅改修費補助金を支給し、手すりの設置や床の段差解消改修等、自宅のバリアフリー化を促進します。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度(見込み)
利用者数	13 人	18 人	20 人
目標値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数	25 人	30 人	35 人
今後の対応 所得制限を見直し、家庭への経済的な支援を推進します。			

■高齢者日常生活用具給付事業

寝たきりや満 65 歳以上のひとり暮らしの方等を対象に、日常生活の自立支援を目的に、「高齢者日常生活用具給付事業」を推進し、介護保険のメニューにない電磁調理器等の日常生活用具の給付を行います。

まちの取組み

- ◆今後新設及び既施設が再整備されるものについて、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例（愛知県）」に適合する人にやさしい施設整備が行われるよう設置者及び管理者に対し法令について周知し、整備・改善に努めます。
- ◆リニモ駅及び公共施設周辺幹線道の歩道の切下げや点字ブロック設置等のバリアフリー化により、高齢者が利用しやすい道路施設の整備を推進します。
- ◆Nーバスは平成23年4月から「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律」の基準に適合した車種を選定し、利便性の向上に努めています。今後、老朽化による買い替えなど新規車両購入の際には、高齢者等移動に困難がある人の観点から、交通バリアフリー法に適應している車種を選定するなど、身近で利用者に高齢者にやさしいバスをめざします。
- ◆高齢者を支援するサービスが提供される「サービス付き高齢者向け住宅」の前身である高円賃、高専賃、高優賃の3施設はありませんが、アンケート結果において在宅生活を希望する人が多く、（市）内の居住系サービスに空室がみられる等の現状から、既存の施設等で充足しており、「サービス付き高齢者向け住宅」及び「有料老人ホーム」については、本計画期間中の整備の必要性はないものと考えます。

基本目標3 安心して暮らせるサービスの提供

(1) 介護サービスの充実

① 居宅サービス

1. 訪問介護（ホームヘルプサービス）・介護予防訪問介護

訪問介護は、訪問介護員（ホームヘルパー）等が家庭を訪問し、入浴・排泄・食事などの介護や身のまわりの世話をするサービスです。また介護予防訪問介護は、要支援1・2の方を対象に予防効果をより重視したサービスを提供します。

【サービスの推移】

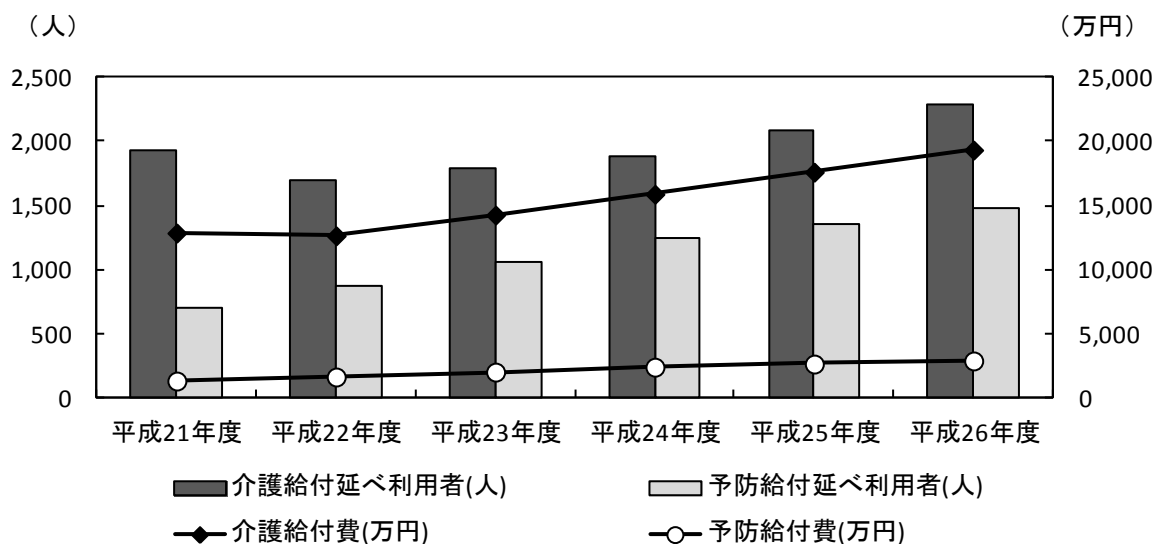
訪問介護の延べ利用者数は、平成22年度に一旦減少しているものの、認定者の増加にともない今後利用の増加が見込まれます。

第4期計画	実績値	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問介護	介護給付費	12,856	12,638	14,261
	延べ利用者	1,927	1,698	1,793
介護予防訪問介護	予防給付費	1,297	1,612	1,996
	延べ利用者	694	868	1,053

※平成23年度は見込値

第5期計画	見込値	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問介護	介護給付費	15,884	17,612	19,339
	延べ利用者	1,888	2,085	2,281
介護予防訪問介護	予防給付費	2,380	2,623	2,867
	延べ利用者	1,237	1,359	1,480

介護給付費・予防給付費単位：万円 延べ利用者単位：人



2. 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護は要介護認定者等の家庭を訪問し、浴槽搭載の入浴車等から家庭内に浴槽を持ち込んで入浴介護を行うサービスです。また介護予防訪問入浴介護は、要支援1・2の方を対象に予防効果をより重視したサービスを提供するものです。

【サービスの推移】

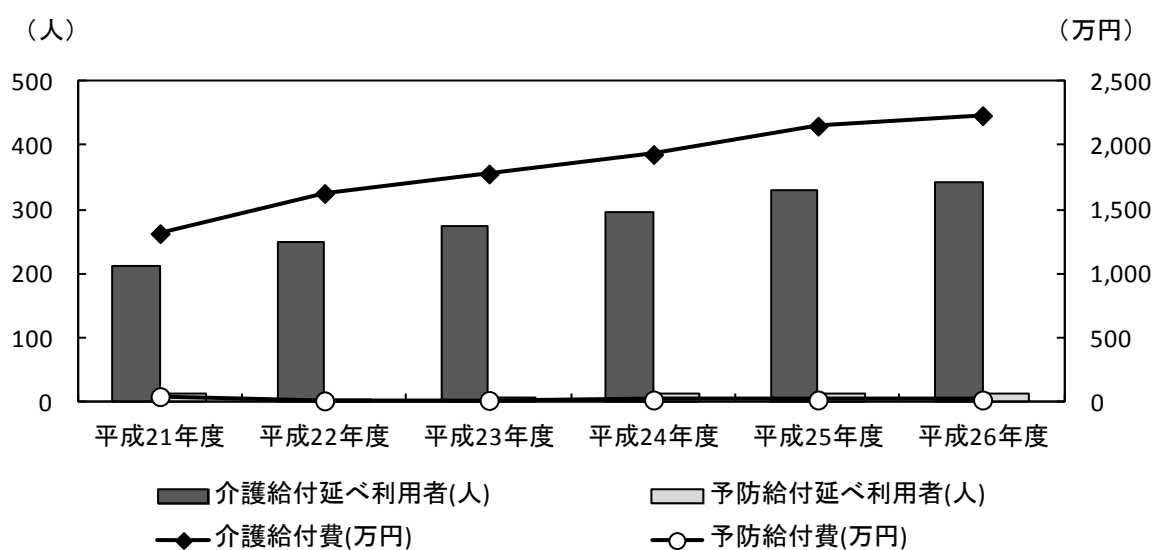
訪問入浴介護の延べ利用者数は、増加傾向にあります。介護予防訪問入浴介護は平成22年度に利用が減少しており、利用がほとんどみられない状況ですが、認定者の増加にともない一定の利用を見込みます。

第4期計画	実績値	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問入浴介護	介護給付費	1,313	1,626	1,778
	延べ利用者	210	250	273
介護予防訪問入浴介護	予防給付費	39	6	10
	延べ利用者	12	2	7

※平成23年度は見込値

第5期計画	見込値	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問入浴介護	介護給付費	1,931	2,152	2,234
	延べ利用者	297	331	343
介護予防訪問入浴介護	予防給付費	13	13	13
	延べ利用者	12	12	12

介護給付費・予防給付費単位：万円 延べ利用者単位：人



3. 訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護は、主治医の判断に基づき、看護師が家庭を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。また、介護予防訪問看護は、要支援1・2の方を対象に予防効果をより重視したサービスを提供するものです。

【サービスの推移】

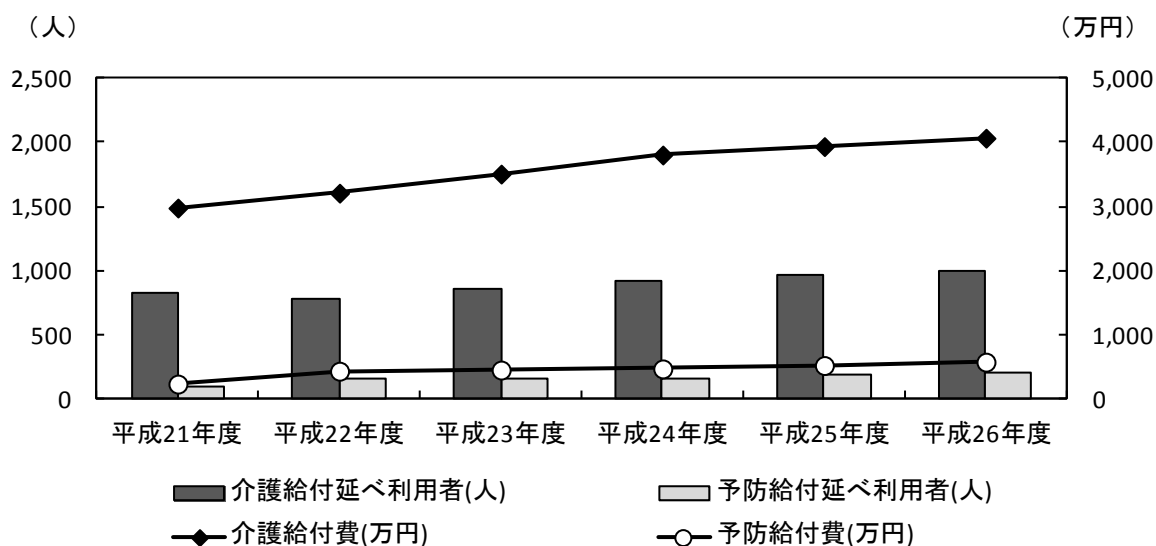
訪問看護の延べ利用者数は、減少傾向にありますが、認定者の増加にともない今後利用の増加が見込まれます。

第4期計画	実績値	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問看護	介護給付費	2,978	3,210	3,508
	延べ利用者	827	779	851
介護予防訪問看護	予防給付費	227	429	447
	延べ利用者	87	147	153

※平成23年度は見込値

第5期計画	見込値	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問看護	介護給付費	3,806	3,938	4,069
	延べ利用者	924	956	987
介護予防訪問看護	予防給付費	464	517	570
	延べ利用者	159	177	195

介護給付費・予防給付費単位：万円 延べ利用者単位：人



4. 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、主治医の判断に基づき、理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して日常生活の自立を助けるための機能訓練を行うサービスです。また介護予防訪問リハビリテーションは、要支援1・2の方を対象に予防効果をより重視したサービスを提供するものです。

【サービスの推移】

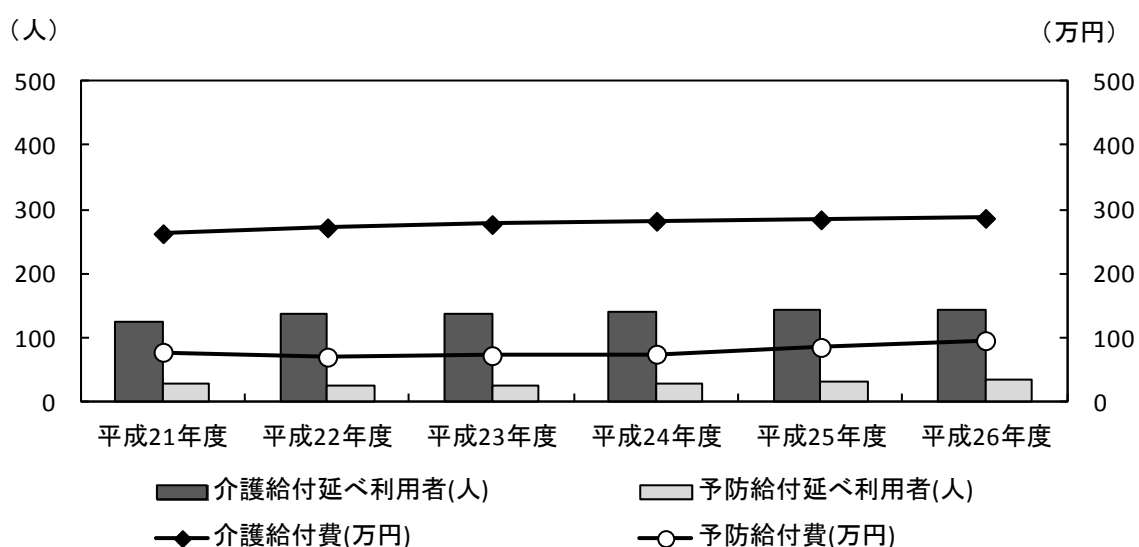
訪問リハビリテーションの介護給付費は増加傾向にあり、認定者の増加にともない今後も増加することが見込まれます。

第4期計画	実績値	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問リハビリテーション	介護給付費	262	272	277
	延べ利用者	124	135	138
介護予防訪問 リハビリテーション	予防給付費	77	70	72
	延べ利用者	29	25	26

※平成23年度は見込値

第5期計画	見込値	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問リハビリテーション	介護給付費	282	284	286
	延べ利用者	140	141	142
介護予防訪問 リハビリテーション	予防給付費	74	85	95
	延べ利用者	27	30	34

介護給付費・予防給付費単位：万円 延べ利用者単位：人



5. 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが家庭を訪問して療養上の管理や指導を行うサービスです。また、介護予防居宅療養管理指導は、要支援1・2の方を対象に予防効果をより重視したサービスを提供するものです。

【サービスの推移】

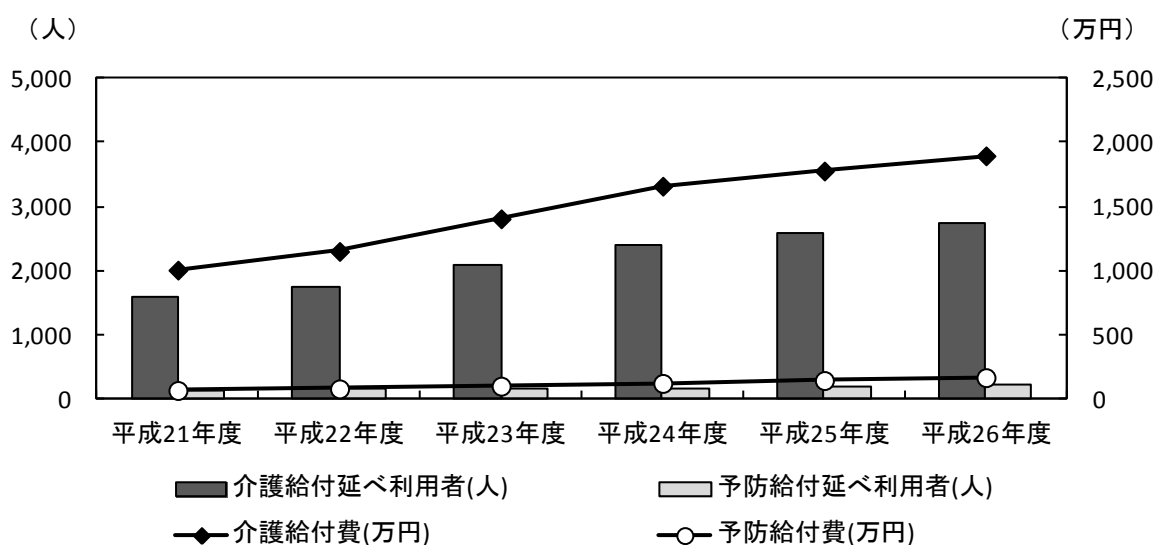
居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の延べ利用者数は増加傾向にあり、認定者の増加にともない今後も利用の増加が見込まれます。

第4期計画	実績値	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅療養管理指導	介護給付費	1,004	1,150	1,405
	延べ利用者	1,581	1,744	2,069
介護予防居宅療養管理指導	予防給付費	64	76	98
	延べ利用者	108	137	143

※平成23年度は見込値

第5期計画	見込値	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅療養管理指導	介護給付費	1,659	1,778	1,897
	延べ利用者	2,394	2,567	2,741
介護予防居宅療養管理指導	予防給付費	119	141	164
	延べ利用者	148	176	204

介護給付費・予防給付費単位：万円 延べ利用者単位：人



6. 通所介護（デイサービス）・介護予防通所介護

通所介護（デイサービス）は、デイサービスセンターで、入浴・排泄・食事などの介護、その他の日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。また、介護予防通所介護は、要支援1・2の方を対象に予防効果をより重視したサービスを提供するものです。

【サービスの推移】

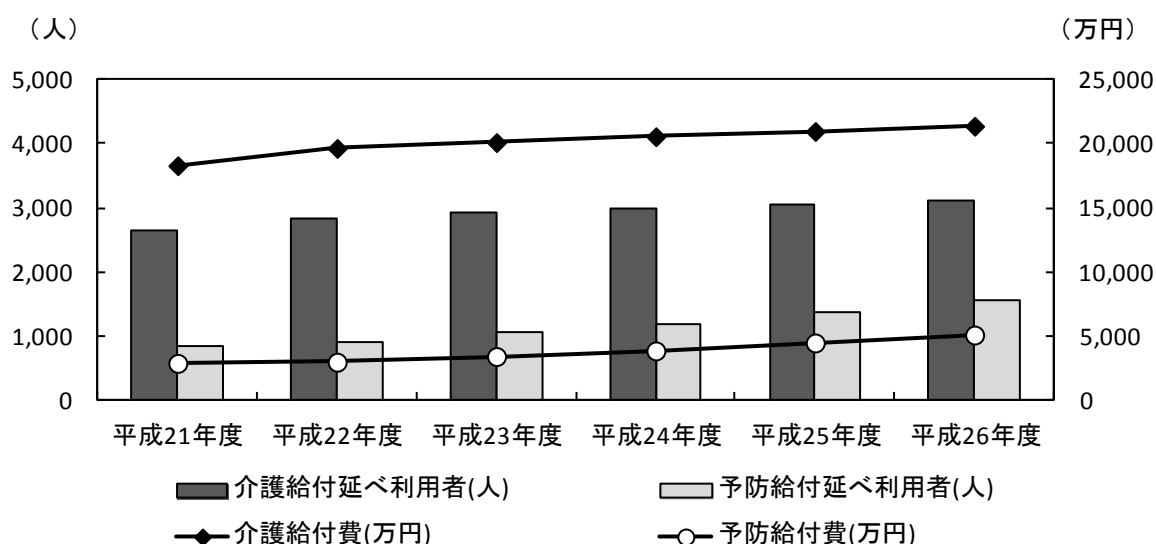
通所介護・介護予防通所介護の給付費は増加傾向にあり、認定者の増加にともない今後も給付費の増加が見込まれます。

第4期計画	実績値	平成21年度	平成22年度	平成23年度
通所介護	介護給付費	18,302	19,652	20,109
	延べ利用者	2,656	2,844	2,910
介護予防通所介護	予防給付費	2,864	2,955	3,396
	延べ利用者	825	903	1,038

※平成23年度は見込値

第5期計画	見込値	平成24年度	平成25年度	平成26年度
通所介護	介護給付費	20,566	20,977	21,387
	延べ利用者	2,976	3,036	3,095
介護予防通所介護	予防給付費	3,837	4,457	5,077
	延べ利用者	1,173	1,362	1,552

介護給付費・予防給付費単位：万円 延べ利用者単位：人



7. 通所リハビリテーション（デイケア）・介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、老人保健施設・病院などで、心身の機能の維持回復や日常生活の自立を助けるための機能訓練を行うサービスです。また介護予防通所リハビリテーションは、要支援1・2の方を対象に予防効果をより重視したサービスを提供するものです。

【サービスの推移】

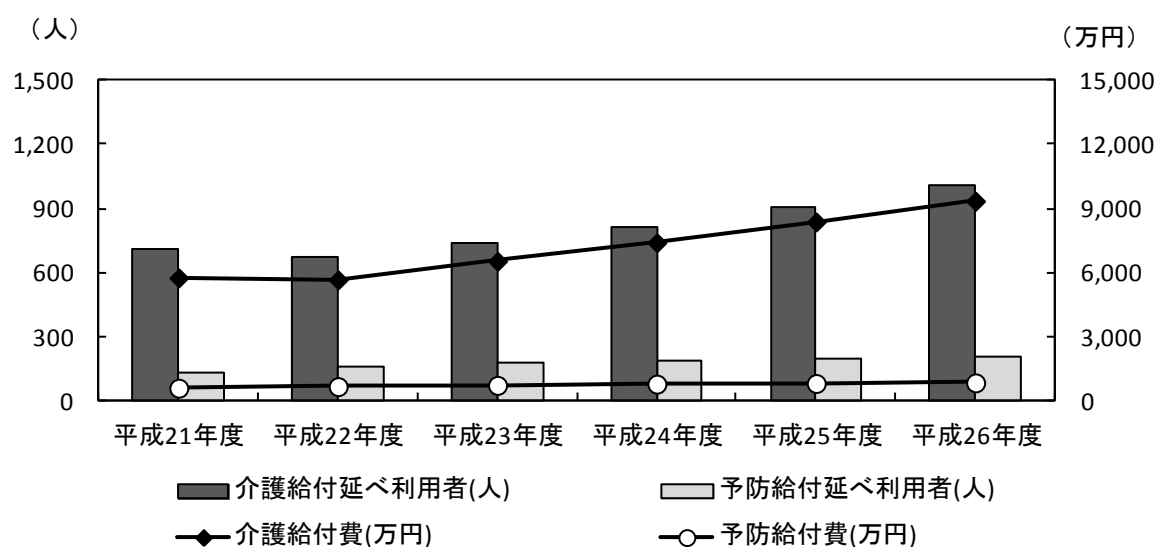
通所リハビリテーションの延べ利用者は、平成22年度に一旦減少していますが、認定者の増加にともない利用者の増加が見込まれます。

第4期計画	実績値	平成21年度	平成22年度	平成23年度
通所リハビリテーション	介護給付費	5,753	5,659	6,530
	延べ利用者	709	673	740
介護予防通所 リハビリテーション	予防給付費	583	656	715
	延べ利用者	128	158	172

※平成23年度は見込値

第5期計画	見込値	平成24年度	平成25年度	平成26年度
通所リハビリテーション	介護給付費	7,400	8,375	9,350
	延べ利用者	807	905	1,004
介護予防通所 リハビリテーション	予防給付費	773	802	832
	延べ利用者	187	194	201

介護給付費・予防給付費単位：万円 延べ利用者単位：人



8. 短期入所生活介護（療養介護）・介護予防短期入所生活介護（療養介護）

短期入所生活介護（療養介護）は、要介護認定者等を一時的に特別養護老人ホーム等に入所させ日常生活上の世話や機能訓練を行い介護者の負担の軽減を図る短期入所生活介護サービスと、介護老人保健施設等に短期間入所させ機能訓練等の医療や日常生活上の世話を行う短期入所療養介護サービスがあります。また、平成 18 年度からはじまった介護予防短期入所生活介護（療養介護）とは、要支援 1・2 の方を対象として予防効果をより重視したサービスを提供するものです。

【サービスの推移】

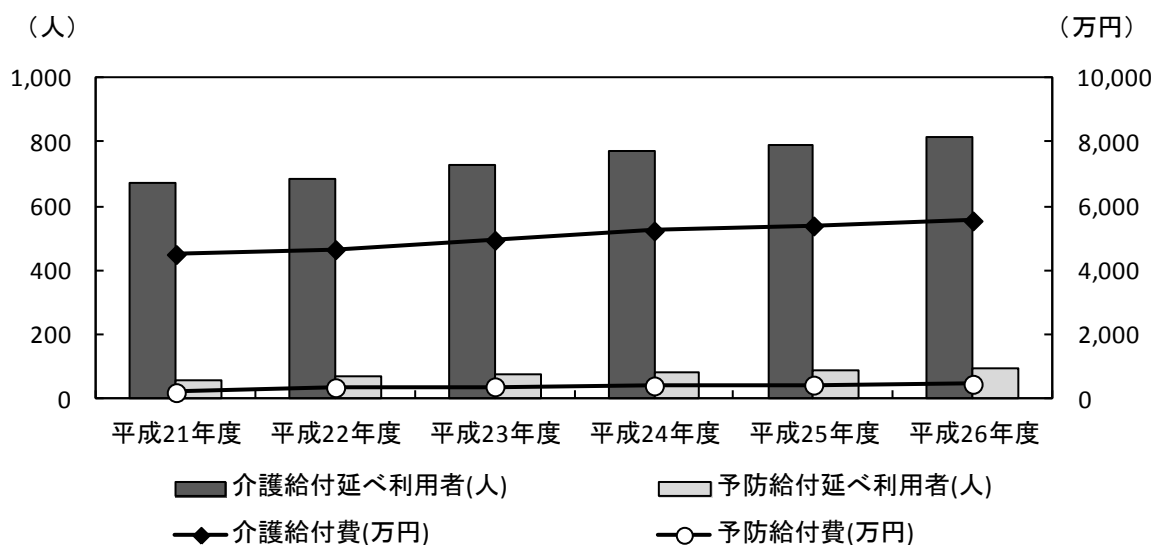
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の延べ利用者は、増加傾向にあり、今後も認定者の増加による利用者の増加が見込まれます。

第 4 期計画	実績値	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
短期入所生活介護	介護給付費	4,494	4,646	4,938
	延べ利用者	670	684	727
介護予防短期入所生活介護	予防給付費	178	332	360
	延べ利用者	55	70	76

※平成 23 年度は見込値

第 5 期計画	見込値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
短期入所生活介護	介護給付費	5,230	5,387	5,544
	延べ利用者	770	793	816
介護予防短期入所生活介護	予防給付費	388	413	439
	延べ利用者	82	87	93

介護給付費・予防給付費単位：万円 延べ利用者単位：人



【サービスの推移】

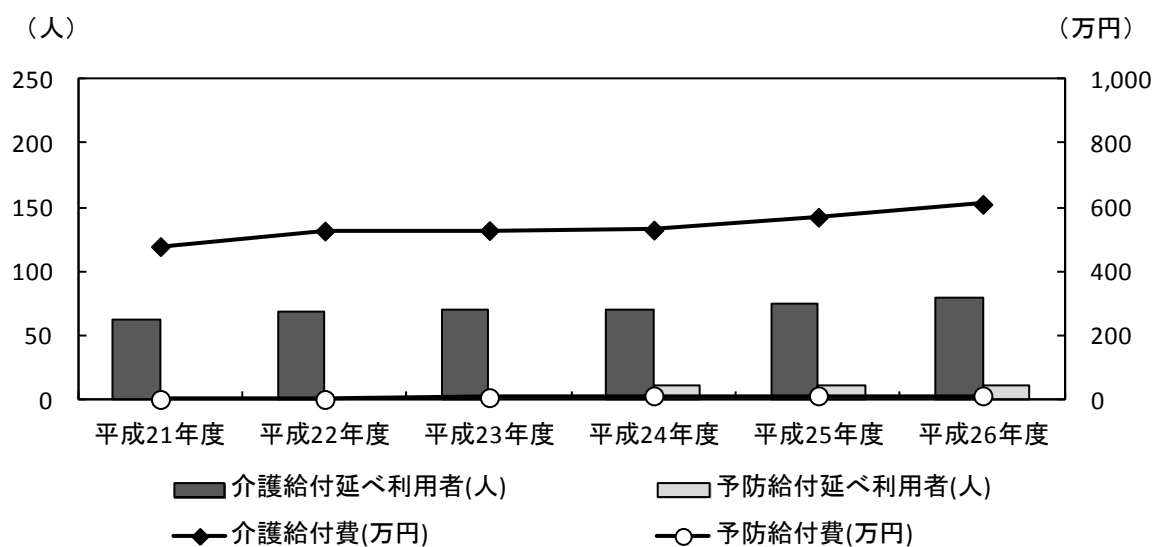
短期入所療養介護の延べ利用者は増加傾向にあり、今後も認定者の増加による利用者の増加が見込まれます。介護予防短期入所療養介護は、利用実績がない状況ですが、認定者の増加にともない一定の利用を見込みます。

第4期計画	実績値	平成21年度	平成22年度	平成23年度
短期入所療養介護	介護給付費	478	526	528
	延べ利用者	62	69	69
介護予防短期入所療養介護	予防給付費	0	0	0
	延べ利用者	0	0	0

※平成23年度は見込値

第5期計画	見込値	平成24年度	平成25年度	平成26年度
短期入所療養介護	介護給付費	529	569	610
	延べ利用者	69	75	80
介護予防短期入所療養介護	予防給付費	11	11	11
	延べ利用者	10	10	10

介護給付費・予防給付費単位：万円 延べ利用者単位：人



9. 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームや軽費老人ホーム（ケアハウス）において特定施設サービス計画介護（施設ケアプランに相当）に沿って、入浴・排泄・食事などの介護サービス、調理・洗濯・掃除などの家事援助サービス、生活や健康に関する相談など、要介護認定者が日常生活を送るにあたって必要なサービスを提供します。また介護予防特定施設入居者生活介護は、要支援1・2の方を対象に予防効果をより重視したサービスを提供するものです。

【サービスの推移】

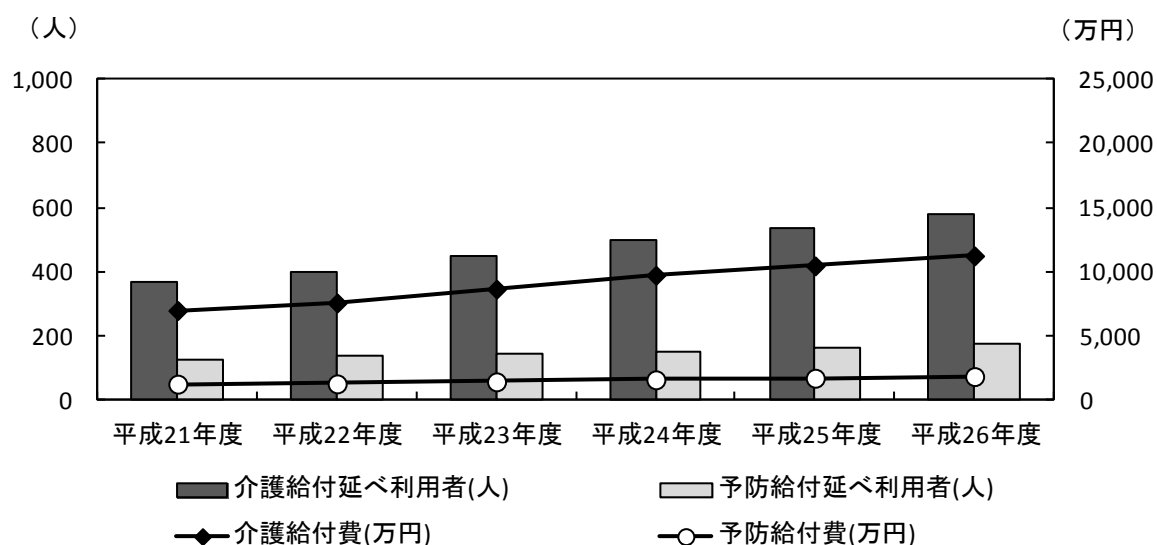
特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の延べ利用者は増加傾向にあり、今後も認定者の増加による利用者の増加が見込まれます。

第4期計画	実績値	平成21年度	平成22年度	平成23年度
特定施設入居者生活介護	介護給付費	6,965	7,553	8,635
	延べ利用者	368	397	448
介護予防 特定施設入居者生活介護	予防給付費	1,213	1,234	1,393
	延べ利用者	121	134	142

※平成23年度は見込値

第5期計画	見込値	平成24年度	平成25年度	平成26年度
特定施設入居者生活介護	介護給付費	9,717	10,452	11,233
	延べ利用者	498	536	576
介護予防 特定施設入居者生活介護	予防給付費	1,552	1,676	1,804
	延べ利用者	150	162	175

介護給付費・予防給付費単位：万円 延べ利用者単位：人



10. 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与は、要介護認定者等の日常生活上の自立を助ける用具や機能訓練のための用具、福祉用具を貸与するサービスです。また介護予防福祉用具貸与は、要支援１・２の方を対象に予防効果をより重視した福祉用具を貸与するものです。

貸与の対象となる品目は、厚生労働大臣が定めることになっており、車いす、介護用ベッドなど計 12 品目あります。

【サービスの推移】

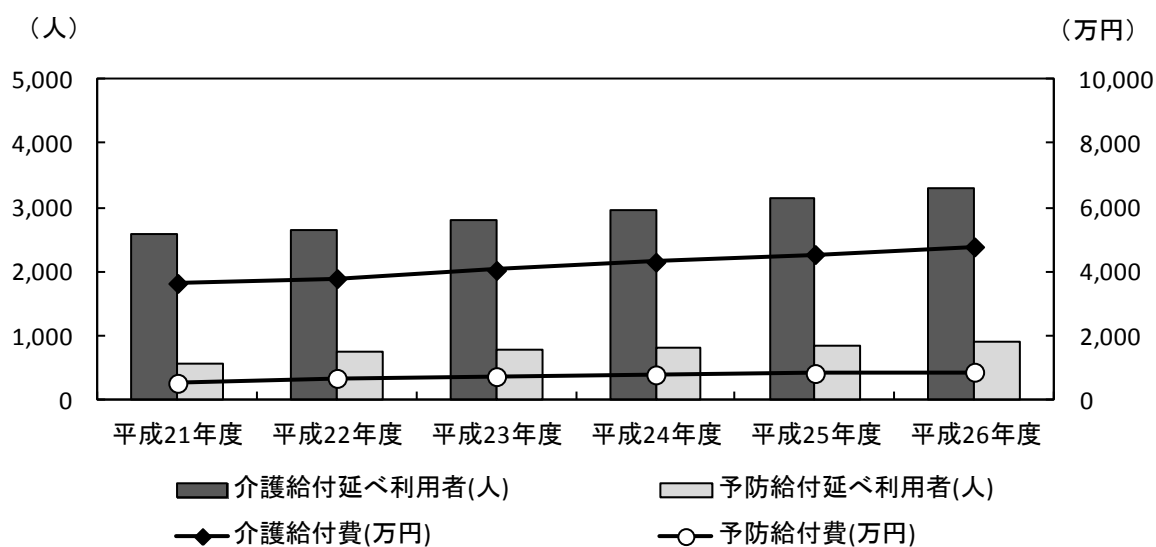
福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の延べ利用者は増加傾向にあり、今後も認定者の増加による利用者の増加が見込まれます。

第 4 期計画	実績値	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
福祉用具貸与	介護給付費	3,632	3,782	4,039
	延べ利用者	2,568	2,639	2,798
介護予防福祉用具貸与	予防給付費	511	664	719
	延べ利用者	564	751	775

※平成 23 年度は見込値

第 5 期計画	見込値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
福祉用具貸与	介護給付費	4,295	4,535	4,774
	延べ利用者	2,956	3,129	3,301
介護予防福祉用具貸与	予防給付費	774	816	857
	延べ利用者	799	841	884

介護給付費・予防給付費単位：万円 延べ利用者単位：人



11. 特定福祉用具販売

特定福祉用具販売は、要介護認定者等の日常生活上の自立を助ける用具のうち、貸与にならない排泄・入浴に関する用具（特定福祉用具＝腰掛便座、特殊尿器、入浴用いすなど10品目）について、その購入費用に対して保険給付が認められています。また特定介護予防福祉用具販売は、要支援1・2の方を対象に予防効果をより重視した福祉用具を販売するものです。

【サービスの推移】

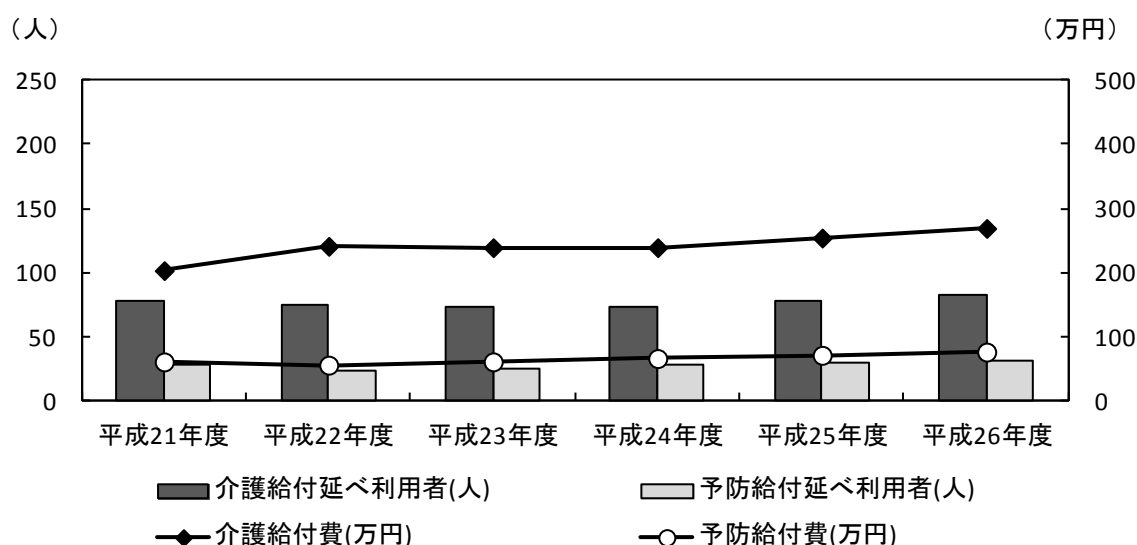
福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費の延べ利用者は横ばいとなっています。今後は認定者の増加による利用者の増加が見込まれるため、ゆるやかな増加が見込まれます。

第4期計画	実績値	平成21年度	平成22年度	平成23年度
福祉用具購入費	介護給付費	203	241	239
	延べ利用者	77	74	73
特定介護予防福祉用具購入費	予防給付費	61	55	61
	延べ利用者	27	23	25

※平成23年度は見込値

第5期計画	見込値	平成24年度	平成25年度	平成26年度
福祉用具購入費	介護給付費	239	254	269
	延べ利用者	73	78	83
特定介護予防福祉用具購入費	予防給付費	66	71	76
	延べ利用者	27	29	31

介護給付費・予防給付費単位：万円 延べ利用者単位：人



12. 住宅改修・介護予防住宅改修

住宅改修は、居宅での手すりの取り付け、段差の解消など改修費用の1部を支給するサービスです。また要支援1・2の方には、予防効果をより重視した住宅改修を提供するものです。

【サービスの推移】

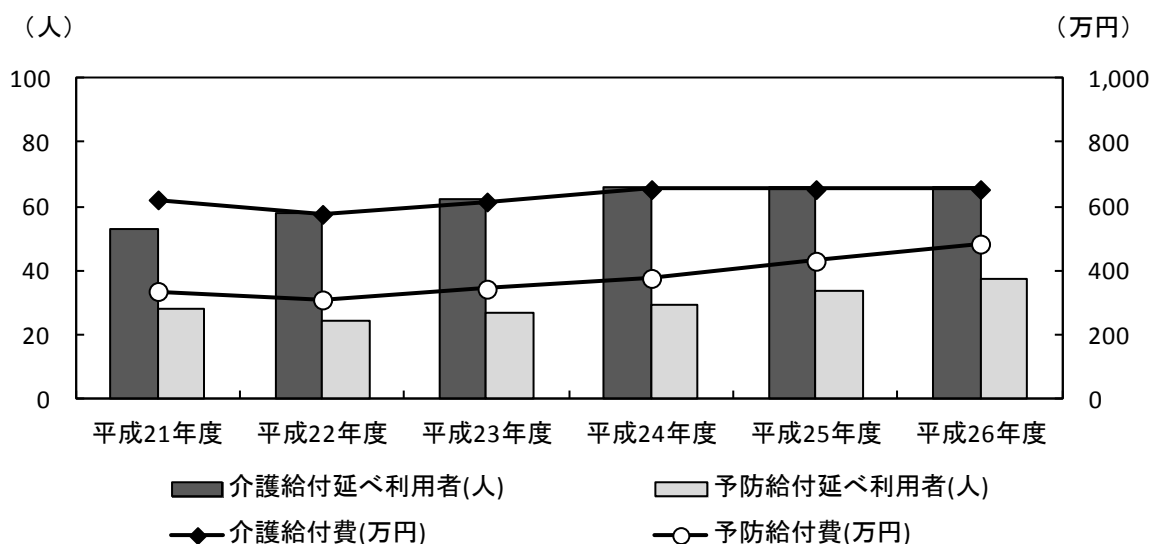
住宅改修・介護予防住宅改修の延べ利用者は横ばいとなっており、今後も一定の利用者が見込まれます。

第4期計画	実績値	平成21年度	平成22年度	平成23年度
住宅改修	介護給付費	621	576	614
	延べ利用者	53	58	59
介護予防住宅改修	予防給付費	335	308	342
	延べ利用者	28	24	26

※平成23年度は見込値

第5期計画	見込値	平成24年度	平成25年度	平成26年度
住宅改修	介護給付費	653	653	653
	延べ利用者	60	60	60
介護予防住宅改修	予防給付費	376	429	483
	延べ利用者	28	32	36

介護給付費・予防給付費単位：万円 延べ利用者単位：人



13. 居宅介護支援・介護予防居宅介護支援

居宅介護支援は、在宅サービス等を適切に利用できるように、介護支援専門員が心身の状況や環境、本人や家族の希望を受けて、利用するサービスの種類・内容等の計画を作成するとともに、サービス提供確保のため事業者等と連絡調整を行い、介護保険施設入所が必要な場合には施設への紹介等を行うサービスです。また、介護予防支援は介護予防サービスを提供するための予防計画の作成を行うサービスです。

【サービスの推移】

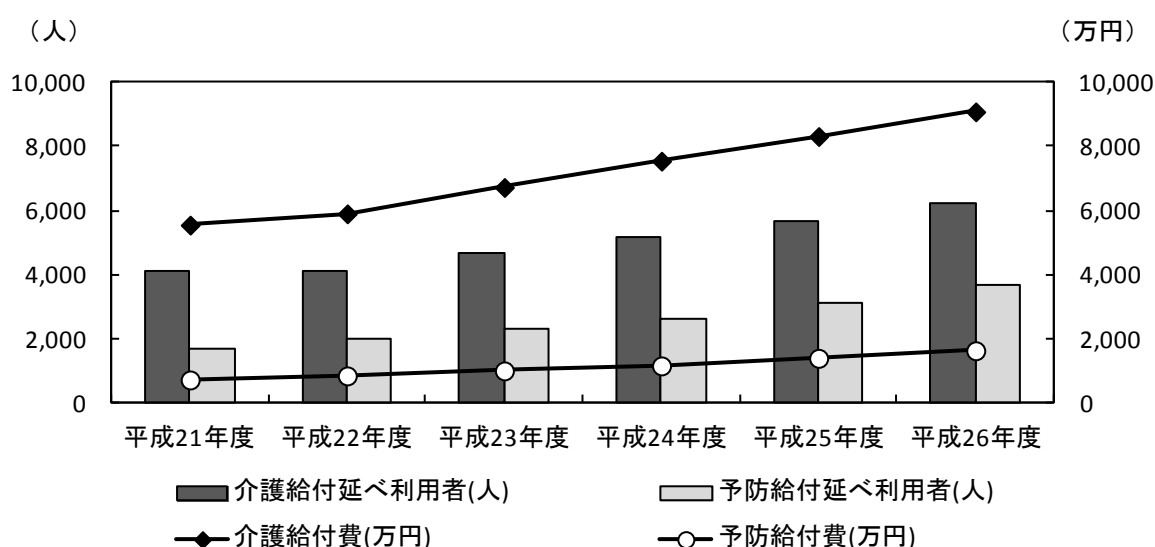
居宅介護支援・介護予防居宅介護支援の延べ利用者は増加傾向にあり、今後も認定者の増加による利用者の増加が見込まれます。

第4期計画	実績値	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護支援	介護給付費	5,548	5,900	6,723
	延べ利用者	4,076	4,109	4,635
介護予防居宅介護支援	予防給付費	709	837	993
	延べ利用者	1,682	1,984	2,284

※平成23年度は見込値

第5期計画	見込値	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護支援	介護給付費	7,546	8,316	9,086
	延べ利用者	5,160	5,676	6,192
介護予防居宅介護支援	予防給付費	1,149	1,386	1,622
	延べ利用者	2,584	3,116	3,648

介護給付費・予防給付費単位：万円 延べ利用者単位：人



② 地域密着型サービス

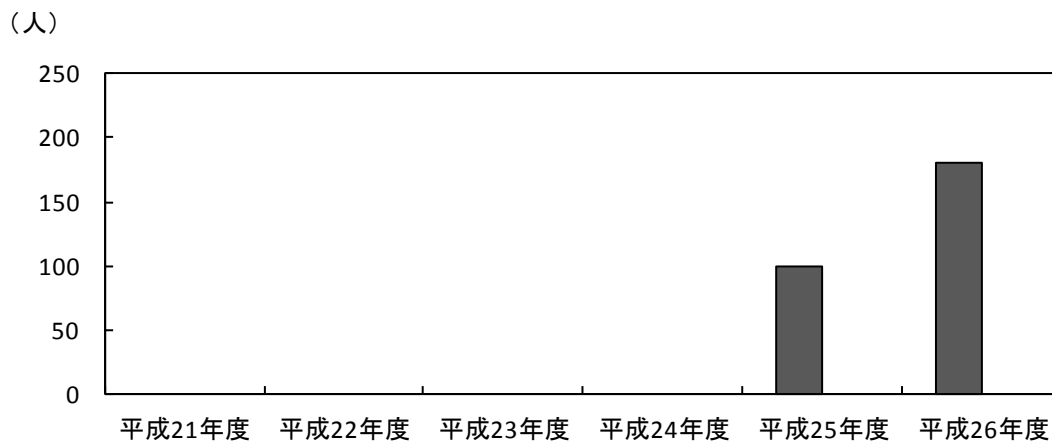
1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行います。

【サービスの推移】

第5期より創設されたサービスであり、平成25年度より現状を踏まえ段階的に利用者を見込みます。

第5期計画 見込値	平成24年度	平成25年度	平成26年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	介護給付費 延べ利用者	単価決定次第算出（調整中） 0 100 180	
		介護給付費単位：万円	延べ利用者単位：人



■ 介護給付延べ利用者(人)

2. 夜間対応型訪問介護

在宅にいる場合でも、夜間を含め24時間安心して生活できるように、夜間において、定期的な巡回訪問により、または通報を受け、訪問介護サービスを提供するものです。

第5期計画 見込値	平成24年度	平成25年度	平成26年度
夜間対応型訪問介護	介護給付費 延べ利用者	定期巡回・随時対応型訪問介護看護において対応するため、第5期計画期間中には事業開始を見込んでいません。	

介護給付費単位：万円 延べ利用者単位：人

3. 認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）

認知症対応型通所介護は、認知症の状態にある要介護者等に対して、デイサービスセンターにおいて、日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。

【サービスの推移】

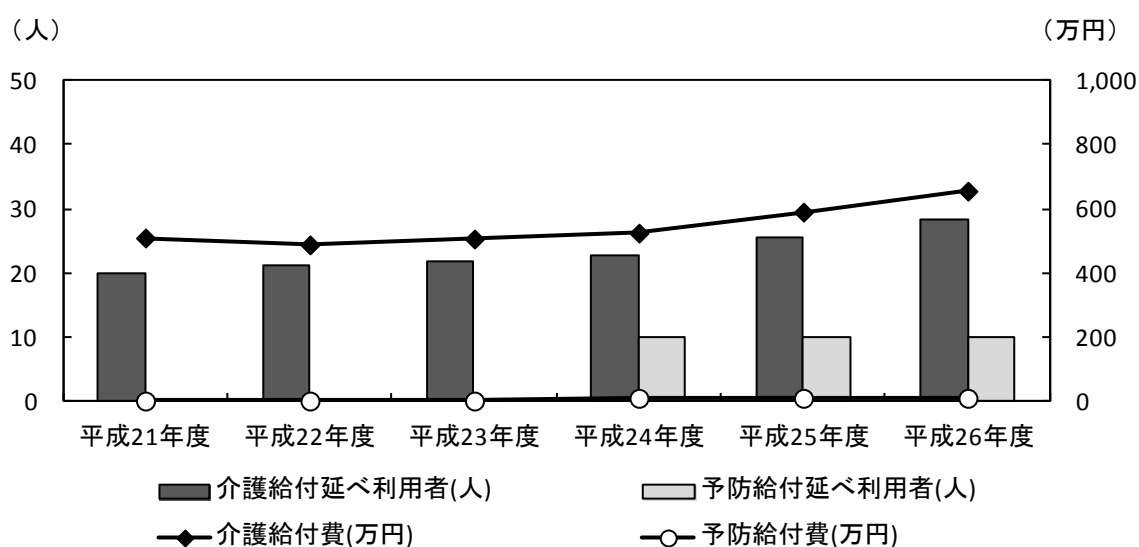
認知症対応型通所介護の利用者は横ばいとなっており、今後は認定者の増加による利用者の増加が見込まれます。介護予防認知症対応型通所介護は、利用実績がない状況ですが、認定者の増加にともない一定の利用を見込みます。

第4期計画	実績値	平成21年度	平成22年度	平成23年度
認知症対応型通所介護	介護給付費	509	488	506
	延べ利用者	20	21	22
介護予防	予防給付費	0	0	0
認知症対応型通所介護	延べ利用者	0	0	0

※平成23年度は見込値

第5期計画	見込値	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認知症対応型通所介護	介護給付費	525	590	656
	延べ利用者	23	25	28
介護予防	予防給付費	8	8	8
認知症対応型通所介護	延べ利用者	10	10	10

介護給付費・予防給付費単位：万円 延べ利用者単位：人



4. 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は、要介護認定者が、共同生活を営みながら入浴・排泄・食事などの介護、その他の日常生活の世話や機能訓練を受けるサービスです。

【サービスの推移】

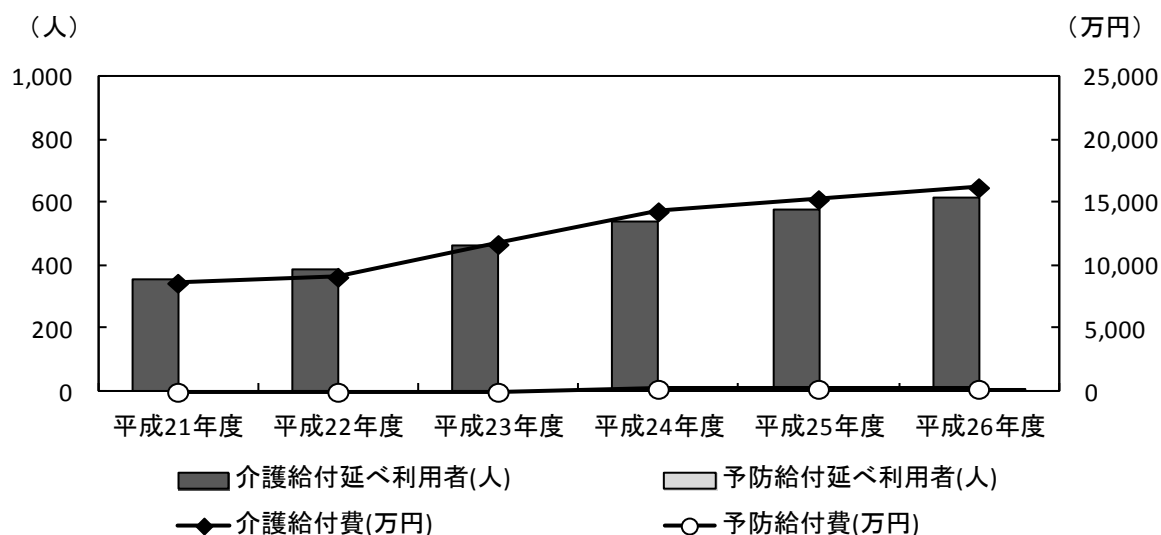
認知症対応型共同生活介護の利用者は増加傾向にあります。今後も認定者の増加による利用者の増加が見込まれます。介護予防認知症対応共同生活介護は、利用実績がない状況ですが、認定者の増加にともない一定の利用を見込みます。

第4期計画	実績値	平成21年度	平成22年度	平成23年度
認知症対応型共同生活介護	介護給付費	8,665	9,141	11,744
	延べ利用者	355	385	463
介護予防	予防給付費	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	延べ利用者	0	0	0

※平成23年度は見込値

第5期計画	見込値	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認知症対応型共同生活介護	介護給付費	14,346	15,310	16,258
	延べ利用者	540	576	612
介護予防	予防給付費	234	234	234
認知症対応型共同生活介護	延べ利用者	10	10	10

介護給付費・予防給付費単位：万円 延べ利用者単位：人



5. 小規模多機能型居宅介護

「通い（デイサービス）」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問（訪問介護）」や「泊まり（ショートステイ）」を組み合わせるサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるように支援するサービスです。

【サービスの推移】

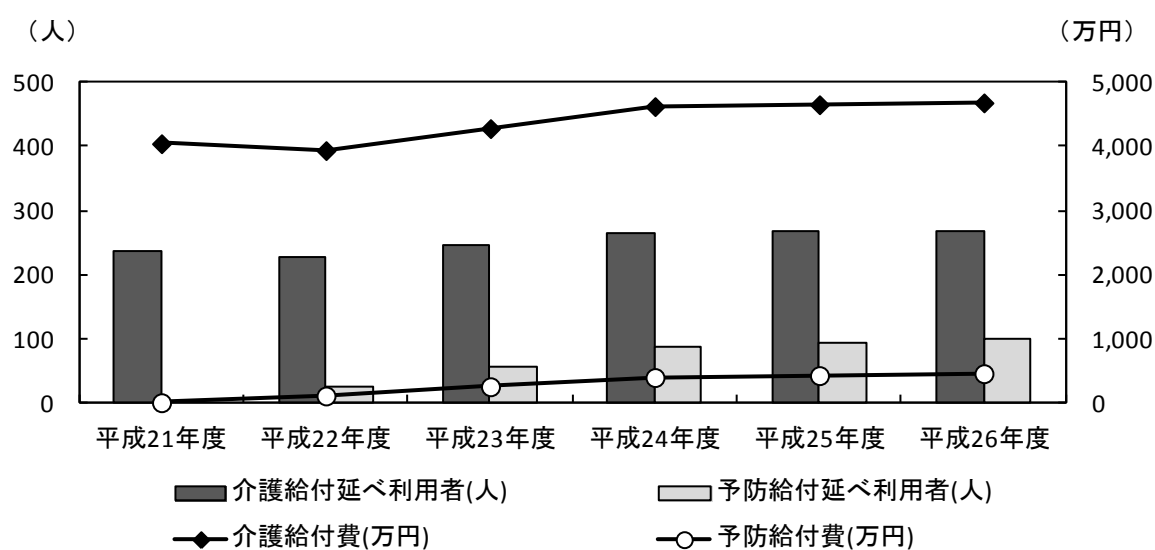
小規模多機能型居宅介護の利用者は平成 22 年に一旦減少していますが、今後は認定者の増加による利用者の増加が見込まれます。また、平成 22 年に介護予防小規模多機能型居宅介護の利用実績があり、今後も利用が見込まれます。

第 4 期計画	実績値	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
小規模多機能型居宅介護	介護給付費	4,046	3,939	4,282
	延べ利用者	236	226	246
介護予防	予防給付費	0	106	249
小規模多機能型居宅介護	延べ利用者	0	23	54

※平成 23 年度は見込値

第 5 期計画	見込値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
小規模多機能型居宅介護	介護給付費	4,626	4,655	4,684
	延べ利用者	265	267	269
介護予防	予防給付費	393	423	454
小規模多機能型居宅介護	延べ利用者	85	92	99

介護給付費・予防給付費単位：万円 延べ利用者単位：人



6. 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 名以下の有料老人ホームやケアハウスなどで、施設として、入浴、排泄、食事等の介護や、その他の日常生活上の世話、機能訓練と療養上の世話を行い、能力に応じて自立した日常生活を住み慣れた地域で営めるようにするものです。

第 5 期計画	見込値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域密着型 特定施設入居者生活介護	介護給付費 延べ利用者	第 5 期計画期間中にはサービス利用者を見込んでいません。		

7. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

小規模特養ホーム等の施設に入居している要介護に対して、できるだけ居宅の生活への復帰を念頭において入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を行い、能力に応じ自立した日常生活を住み慣れた地域で営めるようにするものです。

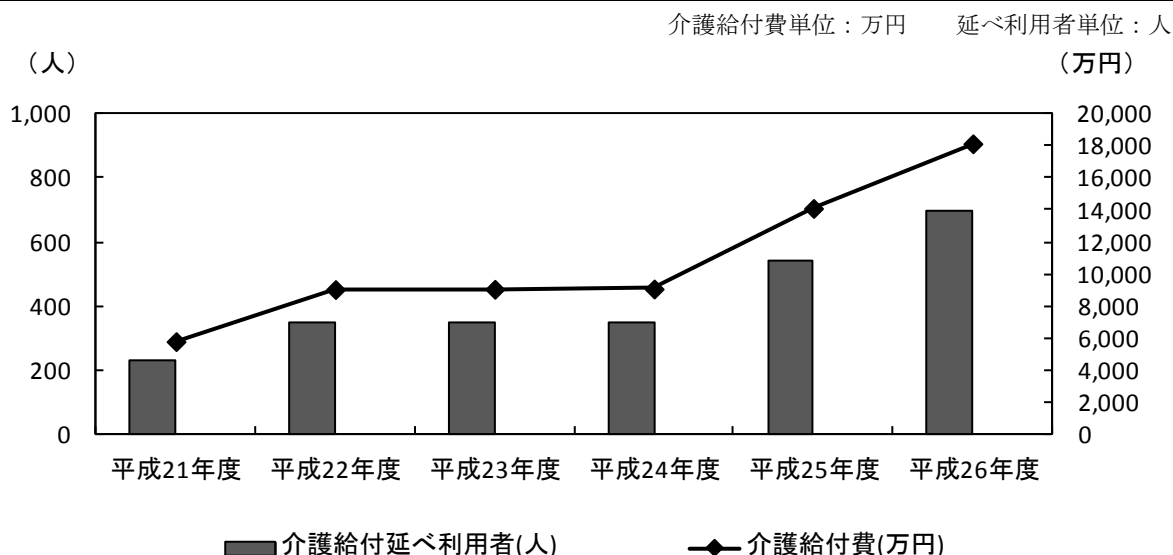
【サービスの推移】

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、施設入所の検討が必要と考えられる（市）内待機者数は 19 名となっており、平成 25 年の施設整備を目標に、利用者の増加を見込みます。

第 4 期計画	実績値	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護	介護給付費 延べ利用者	5,786 231	9,039 347	9,057 348

※平成 23 年度は見込値

第 5 期計画	見込値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護	介護給付費 延べ利用者	9,074 348	14,107 540	18,148 696



8. 複合型サービス

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供し、利用者のニーズに応じて柔軟に対応したサービスなどを提供します。

1つの事業所から、サービスが組み合わされ提供されるため、サービス間の調整が行いやすく、柔軟な職員配置と対応によりサービス利用がスムーズになります。小規模多機能型居宅介護と訪問看護を一体的に提供する複合型事業所の創設により、医療ニーズの高い要介護者への支援を行います。

第5期計画 見込値		平成24年度	平成25年度	平成26年度
複合型サービス	介護給付費	第5期計画期間中には新規サービス利用者は見込んでいませんが、小規模多機能型居宅介護から移行する事業者があれば随時対応します。		
	延べ利用者			

③ 施設サービス

1. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設は、施設サービス計画（施設ケアプラン）に基づき、入浴や排泄・食事・相談など日常生活上の介護、機能訓練、療養上の世話を行う施設サービスです。

介護保険下で施設サービスを提供する3施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）の中で、最も生活上の介護を重視している施設といえます。

【サービスの推移】

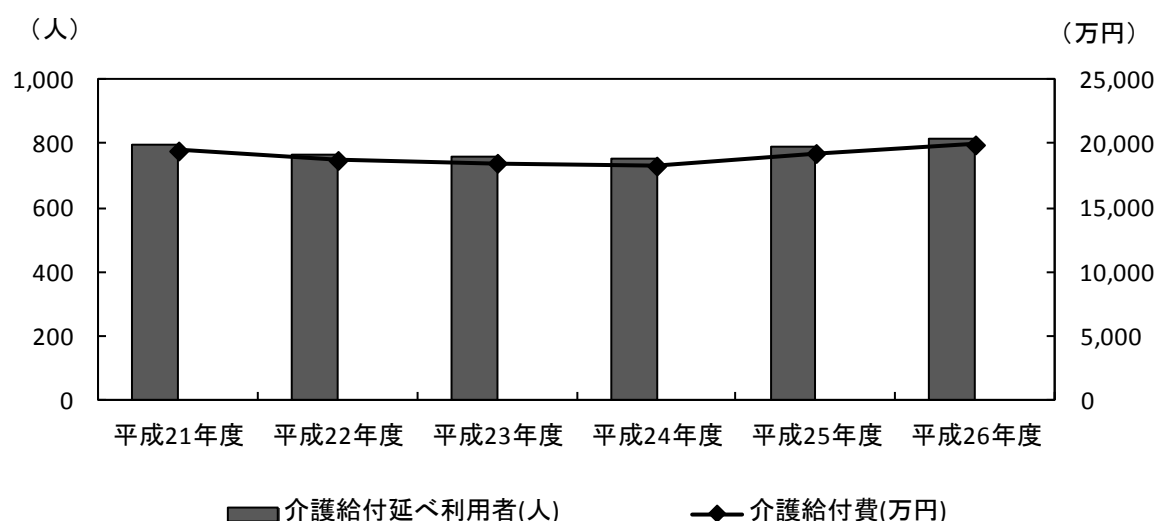
介護老人福祉施設は減少傾向にあるものの、認定者の増加による利用者の増加が見込まれます。

第4期計画	実績値	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護老人福祉施設	介護給付費	19,454	18,714	18,495
	延べ利用者	799	768	759

※平成23年度は見込値

第5期計画	見込値	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護老人福祉施設	介護給付費	18,275	19,259	19,929
	延べ利用者	750	790	818

介護給付費単位：万円 延べ利用者単位：人



2. 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、病状が安定している高齢者が、在宅復帰をめざし看護・介護サービスを中心とした医療ケア・リハビリテーション・生活支援を受ける施設サービスです。

介護保険における施設サービスにはこのほか、介護老人福祉施設、介護療養型医療施設があります。前者は生活介護、後者は医学的管理下での療養を中心とした施設ですが、介護老人保健施設は両者の中間的な機能を持ちます。

【サービスの推移】

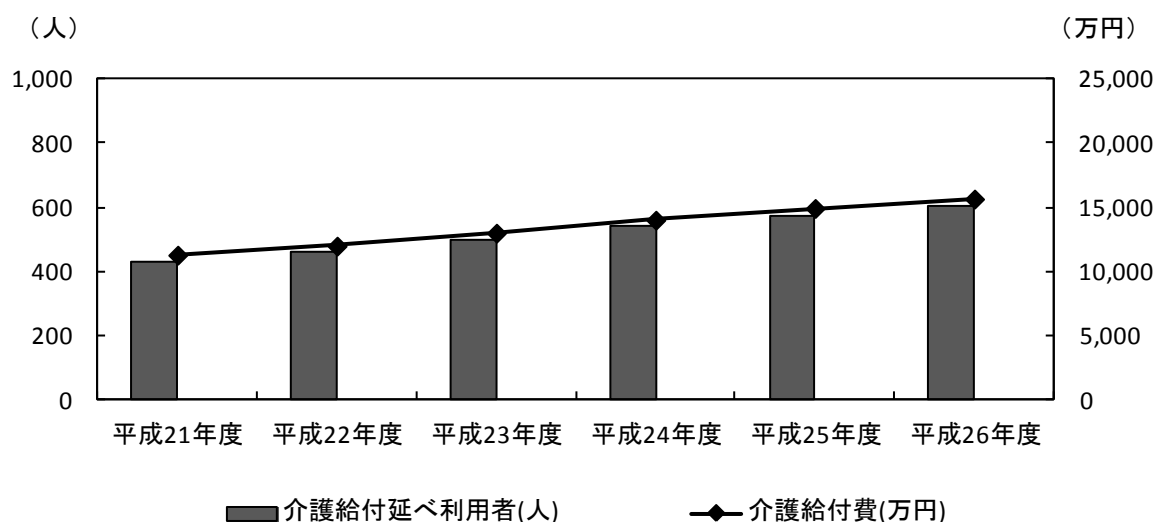
介護老人保健施設は増加傾向にあり、今後も利用者の増加が見込まれます。

第4期計画	実績値	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護老人保健施設	介護給付費	11,271	11,976	12,990
	延べ利用者	428	460	499

※平成23年度は見込値

第5期計画	見込値	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護老人保健施設	介護給付費	14,003	14,921	15,653
	延べ利用者	538	573	601

介護給付費単位：万円 延べ利用者単位：人



3. 介護療養型医療施設（療養型病床群）

介護療養型医療施設とは、症状が安定しているものの、長期療養を必要とする方に、看護、医学的管理下で介護や必要な医療、機能訓練を行う施設です。

【サービスの推移】

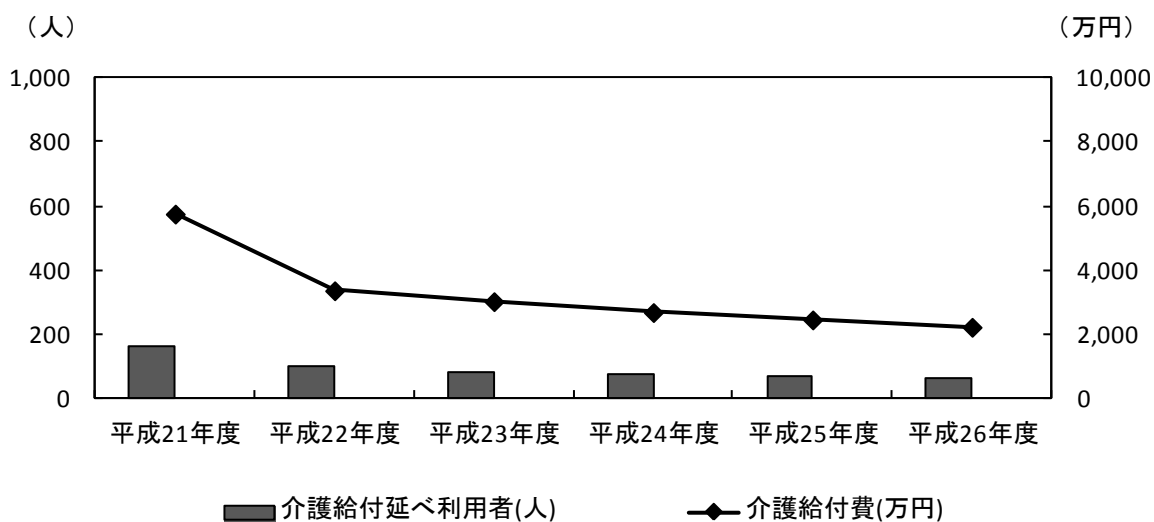
介護療養型医療施設は減少傾向にあります。療養病床の廃止の流れを受け、利用者の増加は少なく、一定の利用者を見込みます。

第4期計画	実績値	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護療養型医療施設	介護給付費	5,752	3,356	3,016
	延べ利用者	163	96	77

※平成23年度は見込値

第5期計画	見込値	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護療養型医療施設	介護給付費	2,676	2,446	2,215
	延べ利用者	72	66	60

介護給付費単位：万円 延べ利用者単位：人



基本目標4 健全・公平な推進

(1) 介護保険事業の適正な運営

介護保険制度が施行されて12年が経過し、介護サービス量の拡大にともなった質の向上が課題となっています。利用者にとって使いやすく、適切なサービスを受けられるよう、介護保険制度による良質なサービス提供が求められます。

また、利用者へ安定したサービス供給を行うことができるよう、財源の確保やケアプランの適正化、サービス提供状況の見直しを図る等、適切な事業運営に取り組めます。

今後、要介護認定者の増加について、適切な介護予防給付、介護給付を行うとともに、要介護認定の信頼性向上へ向けた取り組みや、保険者としての機能を適切に果たし、(市)民の信頼できる介護保険制度として、公平・公正かつ効率的な運営を進めます。

① 財源の確保と経済的負担の軽減

福祉のまち推進事業

経済的な負担軽減を図り、所得によるサービス利用の差の是正を目指します。

■所得段階の第1、第2段階の基準額の割合見直し

低所得者への減免措置では、基本的に申請したものが対象となるため、申請の有無による差をなくすため、第1、2段階に該当する低所得者に対し、基準額の割合を低く設定することにより、対象となるすべての方が、適切な負担の軽減を受けられるものとします。

- ◆介護保険における財源を確保するため、広報やホームページなどへの掲載、介護保険パンフレットや計画の概要版の配布などにより、介護保険制度の趣旨の理解と周知を行います。また、介護保険事業を円滑に運営するために、保険料の徴収や保険者の責任として保険料の収納率向上に努めます。
- ◆災害などの特別な事情で保険料が納められない方は、本(市)介護保険条例に則して減免します。実施に際しては、納付相談を実施します。
- ◆社会福祉法人等が提供する介護給付サービス等について、これを利用した際の利用者負担額を減免し、利用の促進を図ります。
- ◆本計画より第3段階において公的年金等収入額と合計所得金額が年120万円以下の方について、保険料の段階を設けることが可能となったため、低所得者への経済的な負担軽減を図るために、第3段階における軽減措置を行います。また、低所得者の経済的な負担の軽減を行うにあたり、所得に応じた基準額に対する割合を見直します。

〔負担能力に応じた保険料負担について〕

国では「費用負担の能力に応じた負担の要素強化」の方向性に基づき、第5期計画より第3段階の所得区分を多段階化が進められた。細分化する金額は、「本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計」を120万円とする。第3段階軽減措置の負担割合についても、第4段階軽減措置及び第5段階軽減措置の負担割合設定との均衡を図るため、本来の第3段階の負担割合0.75より0.1低い0.65と設定する。

第4期計画			第5期計画		
段階	対象となる方	基準額の割合	段階	対象となる方	基準額の割合
第1段階	老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が（市）民税非課税又は生活保護受給者	基準額 ×0.5	第1段階	老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が住民税非課税又は生活保護受給者	基準額 ×0.45
第2段階	本人及び世帯全員が（市）民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 ×0.5	第2段階	本人及び世帯全員が（市）民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 ×0.45
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の方	基準額 ×0.75	第3段階（軽減）	世帯全員が（市）民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額 ×0.65
			第3段階	世帯全員が（市）民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額 ×0.75
第4段階（軽減）	本人が（市）民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）の方で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 ×0.88	第4段階（軽減）	本人が（市）民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）の方で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 ×0.88
第4段階	上記を除く者	基準額 ×1.0	第4段階	上記を除く者	基準額 ×1.0
第5段階	本人が（市）民税課税で合計所得が、125万円未満の方	基準額 ×1.13	第5段階	本人が（市）民税課税で合計所得が、125万円未満の方	基準額 ×1.25
第6段階	本人が（市）民税課税で合計所得が、125万円以上200万円未満の方	基準額 ×1.25	第6段階	本人が（市）民税課税で合計所得が、125万円以上190万円未満の方	基準額 ×1.5
第7段階	本人が（市）民税課税で合計所得が、200万円以上500万円未満の方	基準額 ×1.5	第7段階	本人が（市）民税課税で合計所得が、190万円以上300万円未満の方	基準額 ×1.6
			第8段階	本人が（市）民税課税で合計所得が、300万円以上500万円未満の方	基準額 ×1.8
第8段階	本人が（市）民税課税で合計所得が、500万円以上の方	基準額 ×1.75	第9段階	本人が（市）民税課税で合計所得が、500万円以上の方	基準額 ×2.0

※変更部分は網掛け部分

② 介護給付の適正化

- ◆本人や家族による申請が困難な場合は、居宅介護支援事業所（ケアプラン作成事業所）または介護保険施設が申請代行できる制度の周知し、申請手続きの支援を行います。
- ◆介護認定調査員の質の向上を図るため、情報の共有と県などによる研修会への参加を促進し、調査結果の平準化に努めます。また、介護保険サービスを新規に受給するための訪問調査を（市）職員が直接行います。
- ◆的確で公平な二次判定（認定審査会による審査・判定）を行うため、申請者の疾病・身体状況を詳細に把握することが必要であり、申請者自身に対してもかかりつけ医の取得に関する普及啓発を行います。
- ◆認定審査会の審査や判定の質を高めるため、保健・医療・福祉の各分野で豊富な知識や経験がある人を介護認定審査委員に任命し、多面的な視点による審査・判定に努めます。
- ◆県が定める「介護給付適正化事業実施計画」に基づき、「認定調査状況チェック」など主要5事業について引き続き実施していきます。
- ◆利用者のサービス選択が適切に行えるよう、サービス内容や運営状況、職員体制、施設設備、利用料金、サービス提供時間等に関する情報の開示・公表を義務とし、内容において確認が必要なものは、県による調査を実施し、報告内容を確認のうえ公表します。
- ◆地域密着型サービスの指定・指導・監督を公平に実施するため、地域住民や保健医療福祉関係者、介護サービス事業経営者などにより委員を構成した「地域密着型サービス運営委員会」を地域密着型サービスの第三者評価機関として位置づけ、サービスの評価を行います。
- ◆介護支援専門員の質の向上を図るため、更新時の研修が義務となっており、更新しない場合は、資格の停止が行われることとなっています。さらに、一定年数以上の実務経験を有する介護支援専門員において、所定の研修を修了した者は「主任介護支援専門員」として認定されます。

（２）計画の推進体制の強化

本計画の推進において、様々な事情に対応するため（市）の保健福祉部のほか各関連部署と連携が重要であり、協力体制をとりながら計画や事業の推進に取り組めます。

また、多様化するニーズや課題に対応できるよう、庁内における支援体制の強化を図るための職員研修や専門職員の配置等、庁内組織の強化や質の向上に努め、計画の進捗管理や評価と合わせ、計画を推進していきます。

① 庁内体制の整備

- ◆（市）職員の研修機会の拡充を図り、保健・医療・福祉に携わる専門職員の育成や人材確保、配置に努めます。
- ◆定期的な会議を開催し、関係部署間の情報交換・共有化、困難ケースの検討などを行い、支援を必要とする人の早期発見・早期対応を目的に、介護予防、生活支援等のサービスの調整に取り組めます。

② 地域の関係団体との連携体制の充実

- ◆保健・福祉・医療サービス等の様々な関係機関において、プライバシーの保護に努めながら、役所窓口、福祉の家、保健センター、地域包括支援センター、サービス提供事業者等との情報ネットワーク化を図ります。

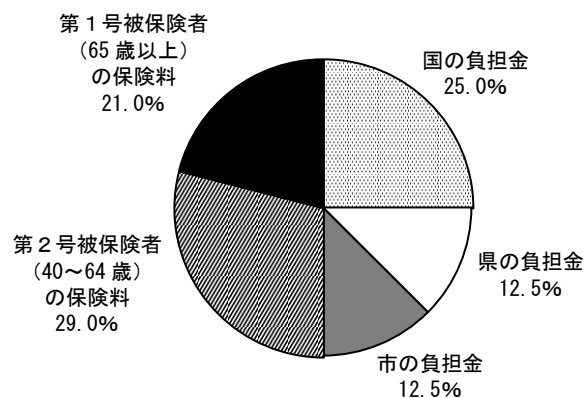
第4章 介護保険事業費・保険料

1) 介護保険事業の費用見込

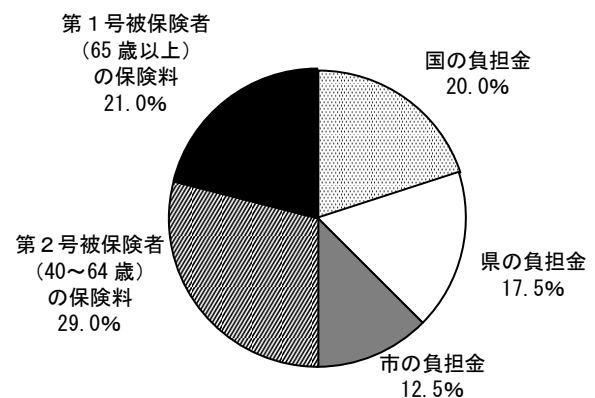
(1) 介護保険の費用負担

介護保険サービスを利用するには、まず利用者がその費用の1割を負担し、残りの9割を被保険者の保険料と公費で負担することとなっています。

【居宅等給付費】



【施設等給付費】

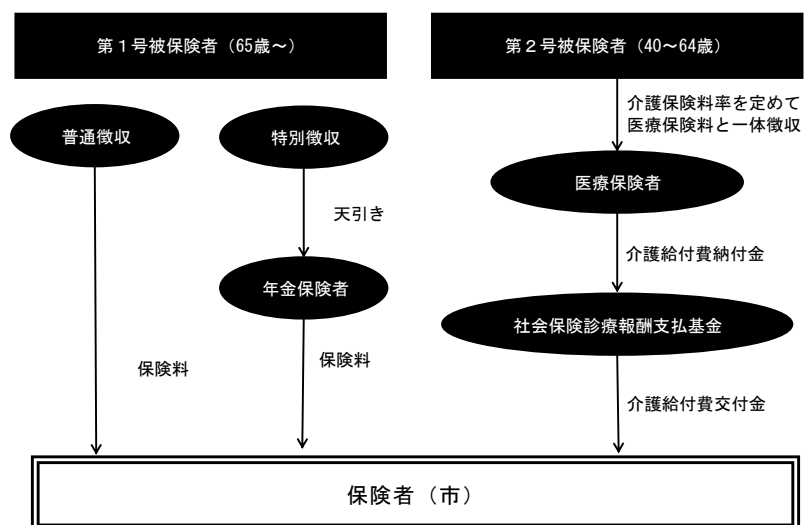


〔施設等給付費・居宅等給付費〕

施設等給付費とは、都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設に係る給付費。

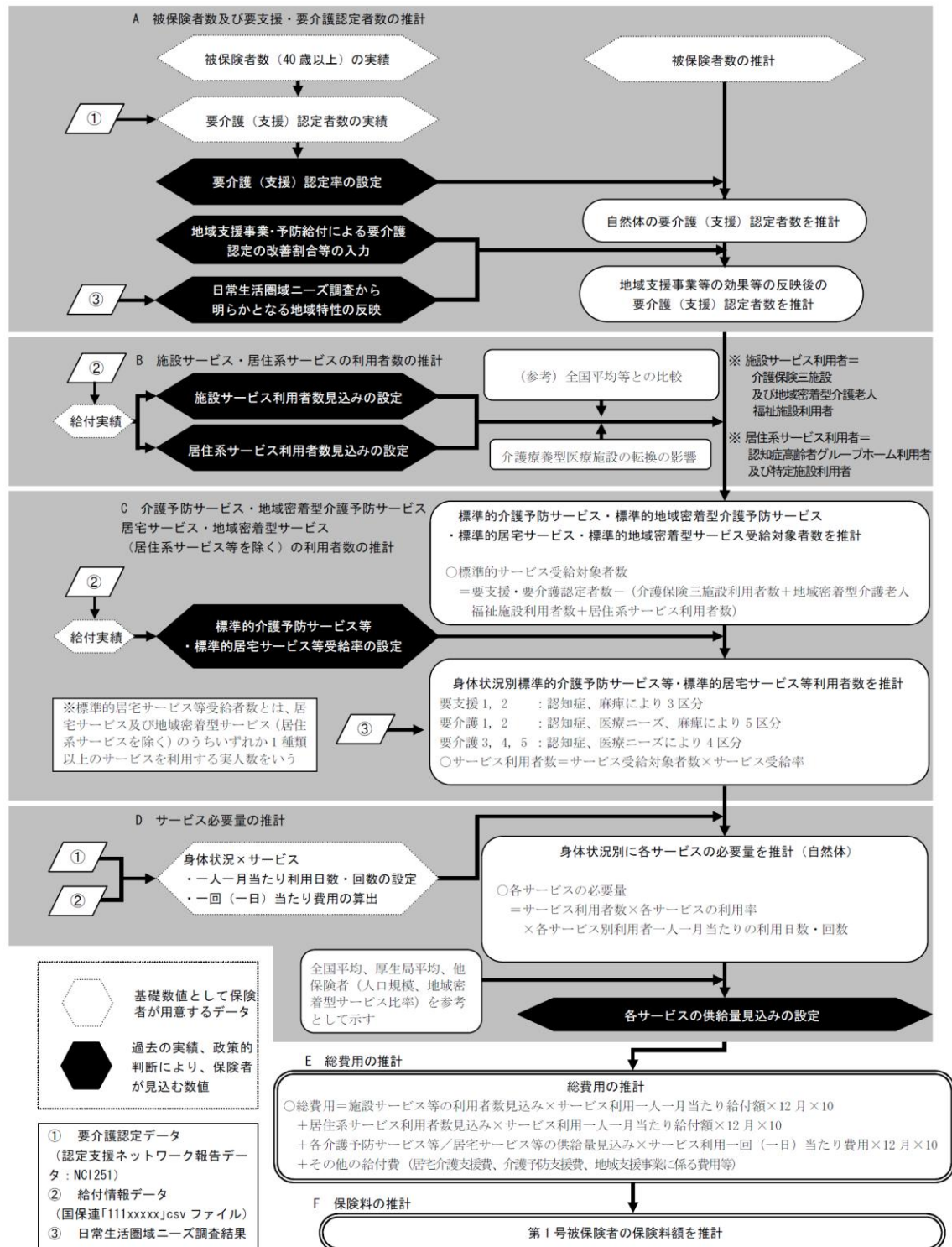
居宅等給付費とは、施設等給付費以外の給付費。

第1号被保険者保険料については、介護保険事業の概ね21.0%を第1号被保険者が負担することとなっています。保険料の徴収においては、直接徴収する第1号被保険者保険料の保険料率を設定し、第2号被保険者保険料の保険料率は各医療保険者が設定することとなっています。



(2) 介護保険事業量の推計

介護保険事業計画の見直しにおけるサービス事業量の推計は、平成 22、23 年度の介護給付情報データや要介護認定データ、介護保険に関する調査データを精査し、国の提示したワークシート（介護給付費推計ソフト）に基づき、以下の手順において介護保険事業費を算出しました。



2) 給付見込額

(1) 介護給付費見込額

(単位：千円)

項 目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅サービス			
訪問介護			
訪問入浴介護			
訪問看護			
訪問リハビリテーション			
居宅療養管理指導			
通所介護			
通所リハビリテーション			
短期入所生活介護			
短期入所療養介護			
特定施設入居者生活介護			
福祉用具貸与			
特定福祉用具販売			
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
夜間対応型訪問介護			
認知症対応型通所介護			
小規模多機能型居宅介護			
認知症対応型共同生活介護			
地域密着型特定施設入居者生活介護			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
複合型サービス			
住宅改修			
居宅介護支援			
施設サービス			
介護老人福祉施設			
介護老人保健施設			
介護療養型医療施設			
介護サービスの総給付費（小計）→（I）			

（２）介護予防給付費見込額

（単位：千円）

項 目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護予防サービス			
介護予防訪問介護			
介護予防訪問入浴介護			
介護予防訪問看護			
介護予防訪問リハビリテーション			
介護予防居宅療養管理指導			
介護予防通所介護			
介護予防通所リハビリテーション			
介護予防短期入所生活介護			
介護予防短期入所療養介護			
介護予防特定施設入居者生活介護			
介護予防福祉用具貸与			
特定介護予防福祉用具販売			
地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護			
介護予防小規模多機能型居宅介護			
介護予防認知症対応型共同生活介護			
住宅改修			
居宅介護支援			
予防給付費（小計）→（Ⅱ）			

（３）総給付費見込額

（単位：千円）

項 目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
総給付費（合計）→（Ⅰ）＋（Ⅱ）			

(4) 標準給付費見込額

(単位：千円)

項 目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
総給付費			
特定入所者介護サービス費等給付額			
高額介護サービス費等給付額			
高額医療合算介護サービス費等給付額			
審査支払手数料			
標準給付費見込額			

※審査支払手数料とは、介護給付費請求事務の審査支払いの手数料

※標準給付費見込額＝総給付費＋特定入所者介護サービス費等給付額＋高額介護サービス費等給付額
＋高額医療合算介護サービス費等給付額＋算定対象審査支払手数料

(5) 地域支援事業費見込額

(単位：千円)

項 目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域支援事業費			

(6) 調整交付金見込額

(単位：千円)

項 目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
標準給付費見込額			
調整交付金見込交付割合 (%)			
後期高齢者補正係数			
所得段階別補正係数			
調整交付金見込額			

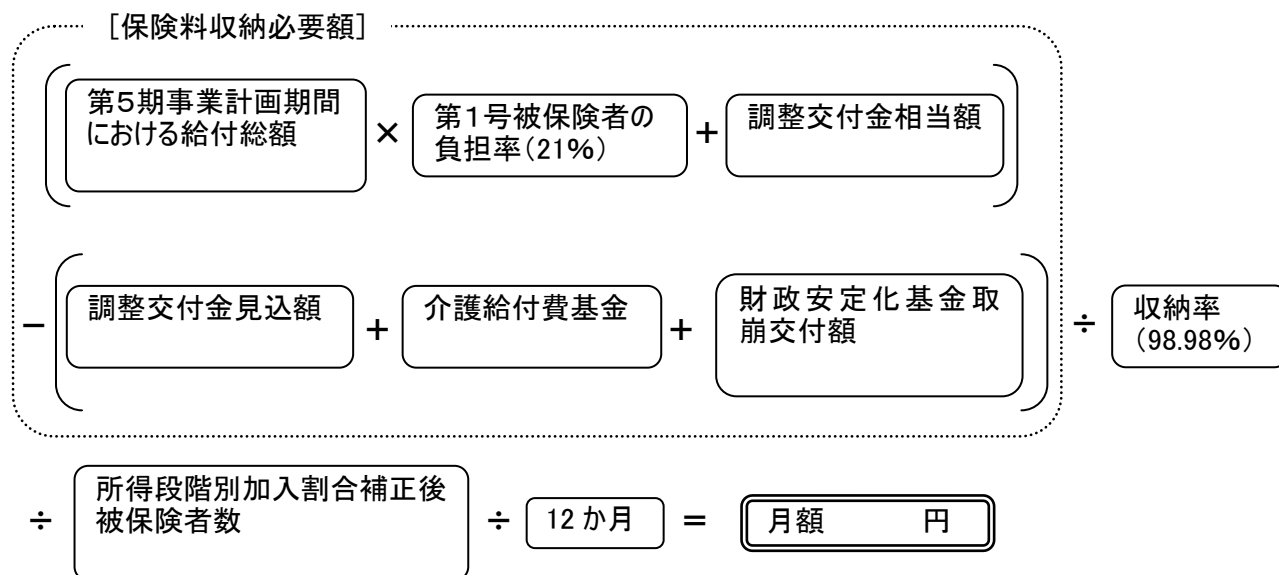
(7) 介護給付費準備基金取崩額・収納率

(単位：千円)

項 目	
介護給付費準備基金取崩額	
介護保険料収納率 (%)	

3) 第1号被保険者の保険料

(1) 介護保険料の算出方法



〔算出における留意点〕

第5期事業計画期間における給付総額は、国から提示された介護報酬改定による増加率を用いて算出しました。

第1号被保険者の負担率は、第2号被保険者（40歳から64歳）との人口比率により、今回の事業計画策定にあたり国から提示（政令に規定）されたものです。

調整交付金は、被保険者の所得構成や後期高齢者の割合により国が交付割合を決定します。今回の事業計画では、国の算定シートによる交付率を用いました。

(2) 平成24年～26年度までの保険料基準額

これまでの推計数値を基に算出した本（市）の第1号被保険者の保険料基準額以下のとおりとなりました。

準備基金・財政安定化基金	保険料基準額（年額）	保険料基準額（月額）
取崩あり	円	円
取崩なし	円	円